



# 相続税の申告のしかた

令和 8 年 分 用  
税 務 署

## ◎ はじめに【必ずお読みください】

### ① 相続税のあらまし

- 1 相続税とはどのような税金でしょうか…………… 1
- 2 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか…………… 1

### ② 相続税の申告

- 1 どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか…………… 2
- 2 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか…………… 2
  - Q & A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？…………… 3
- 3 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか…………… 3
  - Q & A 家族名義の財産は？…………… 3
  - Q & A 相続税の課税対象となる生命保険金（退職手当金等）の金額は？…………… 6
- 4 相続税は、どのように計算するのでしょうか…………… 8
  - (1) 相続税額の計算方法について…………… 8
    - Q & A 相続税額の計算方法は？…………… 10
  - (2) 税額控除のあらまし…………… 11
    - Q & A 配偶者は相続税が軽減される？…………… 11
  - (3) 相続財産の評価のあらまし…………… 13
    - Q & A 不動産の評価方法は？…………… 13
    - Q & A 居住用宅地や事業用宅地の課税価格の計算の特例とは？…………… 14
  - (4) 小規模宅地等の特例…………… 16
  - (5) 特定計画山林の特例…………… 20
  - (6) 小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例の併用等…………… 22
  - (7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例…………… 22
- 5 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか…………… 23
- 6 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか…………… 24

### ③ 相続税の納付

- 1 相続税はどのように納めるのでしょうか（金銭納付）…………… 25
  - Q & A 相続税の納付は？…………… 26
  - Q & A 相続税の還付金の受取方法は？…………… 26
- 2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか…………… 27
- 3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか（延納及び物納）…………… 28

### ④ 相続税の申告書の記載例

- 1 申告書の記載の順序について…………… 32
- 2 具体的な記載例について…………… 33
  - Q & A 具体的な相続税額は？…………… 34
  - Q & A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？…………… 35
  - Q & A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？…………… 59
  - Q & A 代償財産がある場合の記入方法は？…………… 62
- (参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類…………… 73

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】においても相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

※ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



国税庁HP

## はじめに【必ずお読みください】

### I この冊子をご利用いただく人

この「相続税の申告のしかた（令和8年分用）」は、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しているもので、原則として、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に亡くなられた人に係る相続税の申告のしかたなどについて説明したものです。

### II マイナンバー（個人番号）の記載等について

相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する際には、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認及び身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類（73ページ参照）の写しを添付する必要があります（各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。）。

### III この冊子は、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法を「平成21年改正前の租税特別措置法」と表記しています。

#### マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができません。確定申告期など、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書が届いた方<sup>\*</sup>は、お早めに更新手続をお願いします。

※ 通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新が可能です。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁  
ホームページ

#### 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出（送付）する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出していただきますようお願いいたします。

申告書等の控えに收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名（業務センター名）」を記載したものを、希望者にお渡ししています。

（国税庁ホームページ「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」参照）

#### 令和8年分用の申告書について

国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化」等に向けた各種施策を進めており、令和8年分用の申告書は様式を変更します。

令和8年分の相続税の申告では、変更前の様式は使用しないようお願いいたします。

また、上記の様式の変更に伴い、令和8年分用から控用が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保管をしていただくこととなります。

# ① 相続税のあらまし

## 1 相続税とはどのような税金でしょうか

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）の財産を相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した財産の価額を基に課される税金です。

## 2 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか

### (1) 相続

相続は、原則として、死亡によって開始します。そして、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継することになります（扶養を請求する権利や文化功労者年金を受ける権利など被相続人の一身に専属していたものは、承継されません。）。

### (2) 遺贈

遺贈とは、被相続人の遺言によってその財産を移転することをいいます。

(注) 贈与をした人が亡くなることによって効力を生じる贈与（これを死因贈与といいます。）については、相続税法上、遺贈として取り扱われます。

### (3) 相続時精算課税に係る贈与

相続時精算課税とは、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産の価額と相続や遺贈によって取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納付した贈与税に相当する金額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする制度（相続時に精算）で、その贈与者から受ける贈与を「相続時精算課税に係る贈与」といいます。

贈与により財産を取得した人が、この制度の適用を受けるためには、一定の要件の下、原則として贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出する必要があります。この届出書を提出した人を「相続時精算課税適用者」といいます。

### (4) 相続人

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。ただし、相続を放棄した人や相続権を失った人は初めから相続人でなかったものとされます。

イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

(注) 配偶者とは、婚姻の届出をした夫又は妻をいい、内縁関係にある人は含まれません。

ロ 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

(イ) 被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

(ロ) 被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

(ハ) 被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、おい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

## ② 相続税の申告

### 1 どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計額（8ページのロ参照）が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

したがって、課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額以下である場合には、相続税の申告をする必要はありません（小規模宅地等の特例（16ページ参照）や特定計画山林の特例（20ページ参照）などを適用することにより課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下となる場合には、相続税の申告をする必要がありますので、ご注意ください。）。

「遺産に係る基礎控除額」は、 $3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$  の算式で計算します。

#### 法定相続人の数

上記算式における「法定相続人の数」は、相続の放棄をした人があっても、その放棄がないとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、次のそれぞれに掲げる人数までとなります。

- イ 被相続人に実子がある場合 1人
- ロ 被相続人に実子がいない場合 2人

例えば、相続人が実子1人、養子2人の場合には、相続人の数は3人ですが、「法定相続人の数」は2人となります。

また、相続人が養子3人のみの場合には、相続人の数は3人ですが、「法定相続人の数」は2人となります。



なお、特別養子縁組により養子となった人、被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった人、被相続人の実子若しくは養子又はその直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったためその人に代わって相続人となったその人の直系卑属（孫やひ孫）は、実子とみなされます。

### 2 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか

#### (1) 相続税の申告書の提出期限

相続税の申告書の提出期限（以下「申告期限」といいます。）は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月目の日です。申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

（参考）

	相続開始の日	申告期限
10か月目の日が休日又は土曜日に当たらない場合	令和8年6月9日（火）	令和9年4月9日（金）
10か月目の日が休日又は土曜日に当たる場合	令和8年6月10日（水）	令和9年4月12日（月）

（注） 申告期限に遅れて申告と納付をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

なお、災害その他やむを得ない理由等によって、申告期限までに申告、納付等ができないときは、申告、納付等の期限の延長制度があります。詳しくは24ページの(4)及び(5)を参照してください。

#### (2) 相続税の申告書の提出先

相続税の申告書は、被相続人の死亡の時ににおける住所地を所轄する税務署長に提出します。相続人の住所地を所轄する税務署長ではありませんのでご注意ください。

#### (3) 相続税の申告書の提出方法

相続税の申告書は、同じ被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が共同で作成して提出することができます。

しかし、これらの人の間で連絡がとれない場合やその他の事由で申告書を共同で作成して提出することができない場合には、別々に申告書を提出しても差し支えありません。

なお、相続税の申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。詳しくは、裏表紙をご確認ください。

（注） 申告書を共同して提出する場合の注意点については、35ページを参照してください。

相続税の申告書の提出に当たっては、73ページの「(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類」に掲げる書類を添付してください。

### Q&A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？

問： この度、父が亡くなり、父の財産を相続することになりました。相続税がかかる財産の価額の合計額が6,000万円、父の債務・葬式費用の合計額が1,000万円である場合、相続税の申告は必要でしょうか。相続人は母と姉と私の3人です。

なお、3人で協議した結果、財産債務は全て母が承継し、葬式費用も母が負担しました。

答： 課税価格の合計額(5,000万円)が遺産に係る基礎控除額(4,800万円)を超えていますので、財産を取得する人(母)は相続税の申告が必要です。

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内に被相続人の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

【課税価格の合計額】の計算 6,000万円 - 1,000万円 = 5,000万円

【遺産に係る基礎控除額】の計算 3,000万円 + (600万円×3人) = 4,800万円

### 被相続人の所得税及び復興特別所得税・消費税の申告

被相続人の所得税及び復興特別所得税・消費税の申告については、被相続人の相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から4か月以内にその相続人が、被相続人の死亡の時における納税地を所轄する税務署長に提出します。

なお、これにより納めることとなった所得税及び復興特別所得税・消費税の額は、相続税がかかる財産の価額から差し引くことができます(7ページの(6)イ参照)。

## 3 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか

「相続税がかかる財産」は、原則として、相続や遺贈によって取得した財産です。

このほか、①相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産(③の財産を除きます。)、②相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産、③生前の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産(以下「相続時精算課税適用財産」といいます。)についても、相続税がかかる財産に含まれます。

(注) 暦年課税とは、贈与税の課税方式の一つであり、相続時精算課税(1ページの(3)参照)とは異なり、贈与時に、贈与財産に対する贈与税を納付することにより課税関係を完結させる制度(上記②の相続開始前3年以内の贈与財産(次ページのハ参照)以外は相続時の精算が不要)です。贈与税について相続時精算課税の適用を受けない場合には、暦年課税が適用されます。



### (1) 相続税がかかる財産(相続税の課税対象となる財産)のあらまし

#### イ 相続や遺贈によって取得した財産(本来の相続財産)

相続税の課税対象となる財産は、被相続人が相続開始の時に有していた土地、家屋、立木、事業(農業)用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画骨とう、預貯金、現金などの金銭に見積もることができる全ての財産をいいます。そのため、日本国内に所在するこれらの財産はもちろん、日本国外に所在するこれらの財産も相続税の課税の対象となります。

なお、外国で日本国外に所在する財産に対して相続税に相当する税金が課されている場合には、外国税額控除が適用できる場合があります(12ページのへ参照)。

(注) 相続開始の時に日本国内に住所がない一定の人又は外国人で一定の人(7ページの(参考1)参照)については、相続税の課税対象となる財産の範囲や相続財産から控除できる債務の範囲など、この冊子の説明と異なる場合がありますので、詳しくは国税庁ホームページのタックスアンサー「No. 4138 相続人が外国に居住しているとき」又は「No. 4126 相続財産から控除できる債務」をご覧ください。

### Q&A 家族名義の財産は？

問： 父(被相続人)の財産を整理していたところ、家族名義の預金通帳が見つかりました。この家族名義の預金も相続税の申告に含める必要があるのでしょうか。

答： 名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入(新築)した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族名義や無記名のものなども、相続税の申告に含める必要があります。

ロ 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（みなし相続財産）

次のようなものは、相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税がかかります。

〔みなし相続財産の例〕

死亡保険金等	死亡に伴い支払われる生命保険金、損害保険金、農業協同組合などの生命共済金や傷害共済金（以下「保険金」といいます。）のうち、被相続人が負担した保険料や共済掛金に対応する部分の金額（保険金を年金その他の定期金で支払を受ける場合を含みます。） ※1 相続人が受け取った保険金については一定額が非課税となります（6ページの(5)参照）。 2 保険金には、保険業法による保険業の免許を受けていない外国の保険業者から支払われるものが含まれます。
死亡退職金等	死亡に伴い支払われる退職金、功労金、退職給付金など（退職金などを年金その他の定期金で支払を受ける場合を含みます。以下「退職手当金等」といいます。） ※ 相続人が受け取った退職手当金等については一定額が非課税となります（6ページの(5)参照）。
生命保険契約に関する権利	被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の人が契約者となっている生命保険契約で、相続開始の時に、まだ保険金の支払事由が発生していないもの

(注) 上記のほか、①被相続人が掛金や保険料を負担していた定期金に関する権利や保証期間付定期金に関する権利、②被相続人の遺言によって債務の免除を受けたことによる経済的利益、③贈与税の納税猶予の適用を受けていた農地等、非上場株式等や事業用資産、④租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（次ページの(3)参照）又は第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（6ページの(4)参照）に規定する一定の管理残額なども相続や遺贈によって取得したものとみなされます。

ハ 相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続開始前3年以内にその被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産（以下「相続開始前3年以内の贈与財産」といいます。）の価額（相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額）は、相続税の課税価格に加算され、相続税がかかります。

ただし、被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産であっても特定贈与財産に該当する部分の価額は、相続税の課税価格に加算されません。

この特定贈与財産とは、被相続人の配偶者（贈与の時に被相続人との婚姻期間が20年以上である配偶者に限ります。）が、贈与によって取得した居住用不動産又は金銭で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる部分をいいます。

(イ) その贈与が相続開始の年の前年、前々年又は前々々年にされた場合で、その贈与につき贈与税の配偶者控除の適用を受けているとき

その財産のうち適用を受けた贈与税の配偶者控除額に相当する部分

(ロ) その贈与が相続開始の年にされた場合で、その配偶者が被相続人からの贈与について既に贈与税の配偶者控除の適用を受けている人でないとき

その財産について贈与税の配偶者控除の適用があるものとした場合にその控除額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分としてその人が選択した部分

(注) 1 被相続人から相続や遺贈により、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（次ページの(3)参照）及び第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（6ページの(4)参照）に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます。）については、相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産であっても、その財産の価額は相続税の課税価格に加算されません。

2 上記(ロ)の適用を受ける特定贈与財産については、別途、贈与税の申告が必要となりますので、ご注意ください。

ニ 相続時精算課税適用財産

相続時精算課税適用者が被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額（相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額）は、相続税の課税価格に加算され、相続税がかかります。

なお、相続時精算課税適用者が、相続や遺贈によって財産を取得しなかった場合であっても、被相続人から取得した相続時精算課税適用財産は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税がかかります。

(注) 令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

## (2) 住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けた金銭贈与

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、平成21年1月1日から令和8年12月31日までの間に被相続人から贈与により住宅取得等資金を取得し、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法第70条の2)の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、前ページのハ又はニにかかわらず、相続税の課税価格には加算されません。

なお、住宅取得等資金の贈与が相続開始の年にされた場合で、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しないこととする金額がある場合には、別途、贈与税の期限内申告が必要となりますので、ご注意ください。

## (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けた金銭等贈与

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に被相続人からの贈与等により教育資金管理契約に係る信託受益権又は金銭等を取得し、その贈与等により取得した信託受益権又は金銭等のうち直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、前ページのハ又はニにかかわらず、相続税の課税価格には加算されません<sup>(注1)</sup>。

ただし、被相続人がその信託受益権又は金銭等の贈与等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合(その死亡の日において受贈者が一定の場合<sup>(注2)</sup>に該当する場合を除きます)には、その死亡の日における非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額のうち、被相続人から贈与等により取得した信託受益権又は金銭等<sup>(注3)</sup>の価額でこの非課税の適用を受けたものに対応する一定の金額(管理残額)を、被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税がかかります。

なお、上記の管理残額を相続又は遺贈により取得した人が被相続人の子以外の直系卑属(代襲して相続人となった直系卑属を除きます)である場合は、上記の管理残額のうち令和3年4月1日以後に贈与等により取得をした信託受益権又は金銭等に対応する分の相続税額については、相続税額の2割に相当する金額が加算されます(9ページのニ参照)。

(注)1 教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合において、租税特別措置法第70条の2の2第17項の規定により、その終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入される金額があるときは、その金額については、前ページのハ又はニに該当する場合にはその贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。

2 「一定の場合」とは、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合又は③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合(②又は③については、その旨を明らかにする書類を贈与者が死亡した旨の届出と併せて金融機関等の営業所等に提出等をした場合に限り)をいいます。

ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に被相続人から贈与等により教育資金管理契約に係る信託受益権又は金銭等を取得し、この非課税の適用を受けた場合で、その被相続人に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えているときは、上記一定の場合に該当する場合でも、その信託受益権又は金銭等に対応する一定の金額(管理残額)が、被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税がかかります。

3 次の信託受益権又は金銭等は含みません。

① 平成31年3月31日以前に取得をしたもの

② 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの

(参考) 抛出時期による相続税課税の比較

課税関係	抛出時期	平成31年3月31日以前	平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間
	管理残額の相続税課税		課税なし	死亡前3年以内の非課税抛出分に限り課税あり	課税あり
	一定の場合に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の2割加算		適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※ 被相続人に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下である場合には、課税されません。

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けた金銭等贈与

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に被相続人からの贈与等により結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権又は金銭等を取得し、その贈与等により取得した信託受益権又は金銭等のうち直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2の3）の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、4ページのハ又はニにかかわらず、相続税の課税価格には加算されません<sup>(注)</sup>。

ただし、被相続人がその信託受益権又は金銭等の贈与等をした日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、その死亡の日における結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額（管理残額）を、被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税がかかります。

なお、上記の管理残額を相続又は遺贈により取得した人が被相続人の子以外の直系卑属（代襲して相続人となった直系卑属を除きます。）である場合は、上記の管理残額のうち令和3年4月1日以後に贈与等により取得した信託受益権又は金銭等に対応する分の相続税額については、相続税額の2割に相当する金額が加算されます（9ページのニ参照）。

(注) 結婚・子育て資金管理契約が終了した後贈与者が死亡した場合において、租税特別措置法第70条の2の3第14項の規定により、その終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入される金額があるときは、その金額については、4ページのハ又はニのとおりその贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。

(5) 相続税がかからない財産（非課税財産）のあらまし

相続や遺贈によって取得した財産であっても、次のものには相続税はかかりません。

〔非課税財産の例〕

墓地等	墓地、墓碑、仏壇、仏具など
死亡保険金等の一部	<p>相続人が受け取った保険金のうち、次の算式によって計算した金額までの部分（非課税限度額）</p> $(500万円 \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金の合計額}}$ <p>※「法定相続人の数」については2ページ参照</p>
死亡退職金等の一部	<p>相続人が支給を受けた退職手当金等のうち、次の算式によって計算した金額までの部分（非課税限度額）</p> $(500万円 \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人が支給を受けた退職手当金等の合計額}}{\text{相続人全員が支給を受けた退職手当金等の合計額}}$ <p>※「法定相続人の数」については2ページ参照</p>

(注) 上記のほか、次の財産についても相続税はかかりません。

イ 心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権

ロ 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の人が取得した財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

ハ 相続税の申告期限までに、国、地方公共団体、特定の公益法人、認定特定非営利活動法人に寄附した一定の財産（相続税の申告書に一定の書類を添付しなければなりません。）

ニ 相続税の申告期限までに、特定公益信託の信託財産とするために支出した一定の金銭\*（相続税の申告書に一定の書類を添付しなければなりません。）

※ 令和8年4月1日以後に、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した一定の財産を含みます。

**Q&A 相続税の課税対象となる生命保険金(退職手当金等)の金額は？**

問： 夫の死亡に伴い、生命保険金を妻である私が4,000万円、子が1,000万円を受け取りましたが、この生命保険金のうち、相続税の課税対象となる金額はどのように計算すればよいのでしょうか。法定相続人は私と子の2人です。

答： 受け取った生命保険金の額から上記(5)の算式に当てはめて計算した非課税限度額を差し引いた残額が相続税の課税対象となる金額です。

なお、退職手当金等の支給があった場合も同様に計算します。

	非課税限度額	相続税の課税対象となる金額
妻	$(500万円 \times 2人) \times \frac{4,000万円}{4,000万円 + 1,000万円} = 800万円$	4,000万円 - 800万円 = 3,200万円
子	$(500万円 \times 2人) \times \frac{1,000万円}{4,000万円 + 1,000万円} = 200万円$	1,000万円 - 200万円 = 800万円

(6) 相続財産から控除できる債務、葬式費用のあらまし

イ 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産（相続時精算課税適用財産を含みます。次のロにおいて同じです。）の価額から差し引かれます。差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった国税、地方税などで、まだ納めていなかったものも含まれます。

ロ 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用は、相続財産の価額から差し引かれます。葬式費用とは、①お寺などへの支払、②葬儀社、タクシー会社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。

なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

(参考 1) 相続税の納税義務者及び納税義務の範囲のあらまし

相続税の納税義務者及び納税義務の範囲のあらましについては、下表のとおりです。

被相続人	相続人	国内に住所あり		国内に住所なし					
			短期滞在の 外国人 (※3)	日本国籍あり		日本国籍 なし			
				10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし				
国内に住所あり	一定の外国人 (※1)	居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	居住制限 納税義務者	非居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)		非居住制限 納税義務者			
							10年以内に 国内に住所あり		
							国内に住所なし	一定の外国人 (※2)	居住制限納税義務者 (国内財産のみに 課税)
10年以内に 国内に住所なし									

(注) 相続税法第1条の3第1項第5号に規定する贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した人は、この表には含まれません。

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する人

2 国内に住所を有していた期間引き続き日本国籍を有していない人

3 上記※1の在留資格を有する人で、相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の人

(参考 2) 特定の一般社団法人等に対する課税

特定一般社団法人等（次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等<sup>(注1)</sup>をいいます。）の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合には、その特定一般社団法人等は、その死亡した被相続人の相続開始の時におけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時における同族理事<sup>(注2)</sup>の数に1を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等を個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課すこととされています<sup>(注3)</sup>。

イ 相続開始の直前におけるその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること。

ロ 相続開始前5年以内において、その被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人その他一定の一般社団法人又は一般財団法人を除きます。）をいいます。

2 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他のその被相続人と相続税法施行令第34条第3項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

- 3 その特定一般社団法人等について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された一定の贈与税及び相続税の税額に相当する金額（既に控除された金額を除きます。）がある場合には、その金額は控除されます。

## 4 相続税は、どのように計算するのでしょうか

### (1) 相続税額の計算方法について

各人の納付すべき相続税額の計算方法について、順序を追って説明しますと次のとおりです。

#### イ 各人の課税価格の計算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人ごとに各人の課税価格を計算します。

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{相続や遺贈によって} \\ \text{取得した財産の価額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続時精算課税適用} \\ \text{財産の価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{債務・葬式費用の金額} \\ \hline \end{array} \right] + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続開始前 3 年以内} \\ \text{の贈与財産の価額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各人の課税価格} \\ \hline \end{array}$$

- (注) 1 「相続や遺贈によって取得した財産の価額」には、みなし相続財産の価額が含まれ、非課税財産の価額が除かれます。
- 2 「相続時精算課税適用財産の価額」は、相続時精算課税適用財産の贈与の時の価額（令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）をいいます。
- 3 「債務・葬式費用の金額」を差し引いた結果、赤字のときは「0」とし、その上で「相続開始前 3 年以内の贈与財産の価額」を加算します。

#### ロ 課税遺産総額の計算

課税遺産総額は、上記イで計算した各人の課税価格の合計額（「課税価格の合計額」といいます。）から遺産に係る基礎控除額（2 ページ参照）を差し引いて計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{遺産に係る基礎控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税遺産総額} \\ \hline \end{array}$$

#### ハ 相続税の総額の計算

相続税の総額の計算は、まず、相続人等が遺産を実際にどのように分割したかに関係なく、「法定相続人の数」（2 ページ参照）に算入された相続人が上記ロの課税遺産総額を法定相続分（次ページの「主な法定相続分について」参照）に応じて取得したものと仮定し（下図では、配偶者と子 2 人を相続人としています。）、各人ごとの取得金額を計算します。

次に、この各人ごとの取得金額にそれぞれ相続税の税率を掛けた金額（法定相続分に応じる税額）を計算し、その各人ごとの金額を合計します。この合計した金額を相続税の総額といいます。

課税遺産総額		
配偶者（2分の1）	子 1（4分の1）	子 2（4分の1）
×	×	×
税率	税率	税率
2分の1に応じる税額	+	4分の1に応じる税額
	+	4分の1に応じる税額
=		
相続税の総額		

- (注) 相続税の税率及び税額の計算方法については、次ページの「相続税の速算表」をご覧ください。

## 二 各人の納付すべき相続税額又は還付される税額の計算

相続税の総額を課税価格の合計額（前ページのロ参照）に占める各人の課税価格（前ページのイで計算した課税価格）の割合であん分して計算した金額が各人ごとの相続税額となります。

なお、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

- (注) 1 この場合の一親等の血族には、被相続人の養子も含まれます。ただし、被相続人の孫（直系卑属）は、被相続人の養子になっていても、被相続人の子（直系卑属）が相続開始以前に死亡したときや相続権を失ったためその孫が代襲して相続人となっているときを除き、この場合の一親等の血族には含まれません（加算の対象となります。）。
- 2 相続時精算課税適用者が相続開始の時に被相続人の一親等の血族に該当しない場合であっても、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であったときは、その財産に対応する一定の相続税額については加算の対象となりません。
- 3 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人から贈与等により取得した信託受益権又は金銭等について、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税又は直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受け、その被相続人から管理残額を相続や遺贈により取得したものとみなされた場合に、その管理残額に対応する一定の相続税額については加算の対象となりません（5ページの(3)及び6ページの(4)参照）。

次に、各人ごとの相続税額から「贈与税額控除額」、「配偶者の税額軽減額」、「未成年者控除額」、「障害者控除額」などの税額控除の額を差し引いた金額が、各人の納付すべき相続税額又は還付される税額となります。

### 主な法定相続分について

法定相続分とは、民法第900条及び第901条に規定する相続分で、主なものは次のとおりです。



		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子どももいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注) 子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときには、それぞれの相続分は均等になります。

### 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

### 速算表による相続税額の計算方法

例 課税価格の合計額が1億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合

1億円（課税価格の合計額）－4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝5,200万円（課税遺産総額）

相続税の総額の計算

・配偶者（法定相続分2分の1）2,600万円 × 15% － 50万円 ＝ 340万円… ①

・子（法定相続分4分の1）1,300万円 × 15% － 50万円 ＝ 145万円… ②

①＋②×2＝630万円…相続税の総額

## Q&A 相続税額の計算方法は？

問： 「相続税がかかる財産」の価額の合計額が1億2,000万円、「債務・葬式費用」の合計額が2,000万円である場合の相続税額の計算方法を説明してください。

なお、相続人は妻と子2人で「相続税がかかる財産」の分割及び「債務・葬式費用」の負担状況は次の表のとおりです。

相続人	妻	子	子	合計
相続税がかかる財産	1億円	1,000万円	1,000万円	1億2,000万円
債務・葬式費用	2,000万円	—	—	2,000万円

答： 次のとおり計算します。

### 【各人の課税価格の計算】

妻 1億円 - 2,000万円 = 8,000万円  
 子 1,000万円 - 0万円 = 1,000万円  
 子 1,000万円 - 0万円 = 1,000万円

各人ごとに相続税がかかる財産の価額から債務・葬式費用の金額を差し引いて計算します。

### 【課税価格の合計額の計算】

8,000万円 + 1,000万円 + 1,000万円 = 1億円

各人の課税価格を合計した金額が「課税価格の合計額」となります。

### 【課税遺産総額の計算】

課税価格の合計額1億円から、遺産に係る基礎控除額4,800万円(3,000万円+600万円×3人)を差し引いた金額、5,200万円が課税遺産総額となります。

1億円 - 4,800万円 = 5,200万円

遺産に係る基礎控除額は、次により計算します。  
 (3,000万円+600万円×法定相続人の数)  
 ※「法定相続人の数」については2ページ参照

### 【相続税の総額の計算】

課税遺産総額 (5,200万円)

妻 $\left(\frac{1}{2}\right)$	子 $\left(\frac{1}{4}\right)$	子 $\left(\frac{1}{4}\right)$
2,600万円	1,300万円	1,300万円

まず、課税遺産総額5,200万円を法定相続分(「法定相続人の数」に応じた相続分)であん分します。次に、あん分したそれぞれの金額に税率を掛けて税額を計算します。

↓ (×税率)	↓ (×税率)	↓ (×税率)
340万円	145万円	145万円

具体的には前ページに記載されている「相続税の速算表」を使用して計算します。

計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

↓	↓	↓
相続税の総額 630万円		

### 【各人の納付すべき相続税額の計算】

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合であん分します。

妻504万円	子63万円	子63万円
--------	-------	-------

あん分した税額から、各種の税額控除の額を差し引きます。この事例では「配偶者の税額軽減」(次ページの口参照)のみ適用があったとして計算します(配偶者の税額軽減額は504万円)。

↓	↓	↓
(実際に納付する相続税)		
妻 0円	子63万円	子63万円



(2) 税額控除のあらまし

税額控除には、次のものがあり、その控除は次の順序により行います。

なお、次のイからへまでの控除により赤字になる場合は、納付すべき相続税額は「0」となります。

イ 暦年課税分の贈与税額控除（「申告書第4表の2」44ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額からその贈与税額（贈与税の外国税額控除前の税額です。）に相当する金額を控除します。

ロ 配偶者の税額軽減（「申告書第5表」45ページ参照）

相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の配偶者である場合には、その配偶者の相続税額から、次の算式によって計算した金額を控除します。

なお、配偶者の税額軽減を受けることによって納付すべき相続税額が「0」となる人であっても、相続税の申告書の提出が必要ですのでご注意ください。

(算式) 相続税の総額 ×  $\frac{\text{次の①又は②のうちいずれか少ない方の金額}}{\text{課税価格の合計額}}$

- ① 課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けて計算した金額又は1億6千万円のいずれか多い方の金額
- ② 配偶者の課税価格 （相続税の申告期限までに分割されていない財産の価額は除かれます。）

(注) 1 ②の「配偶者の課税価格」に含まれる財産は次のものになります。

A	申告期限内に遺産分割（遺産の一部分割を含みます。）によって取得した財産
B	単独の相続や包括遺贈によって取得した財産（A以外の財産に限りません。）
C	特定遺贈によって取得した財産
D	相続税法上、相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産
E	相続開始前3年以内の贈与財産で、相続税の課税価格に加算されるもの

2 相続税の申告期限までに分割されていない財産であっても、次の i 又は ii に掲げる場合に該当することとなったときは、改めて上記の算式により配偶者の税額軽減の計算を行うことができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

- i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合
- ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき（税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。）

**Q&A 配偶者は相続税が軽減される？**

問： 配偶者の相続税額の軽減について教えてください。

答： 配偶者が相続や遺贈によって実際に取得した財産の価額が1億6千万円以下である場合、又は課税価格の合計額（8ページのロ参照）に配偶者の法定相続分（子がいる場合は2分の1）を掛けた金額以下である場合には、相続税の計算上、配偶者には相続税がかからない仕組みになっています。



#### ハ 未成年者控除（「申告書第6表、第8の8表」46、49ページ参照）

相続や遺贈によって財産を取得した人（居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者を除きます。）が、満18歳未満の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である場合には、その人の相続税額から、10万円に相続開始の日からその人が満18歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときはこれを1年とします。）を掛けて計算した金額（未成年者控除額）を控除します。

なお、未成年者控除額がその人の相続税額を超える場合には、その超える金額を、その人の扶養義務者の相続税額から控除します。

（注）1 過去に未成年者控除の適用を受けた人の控除額は、上記により計算した金額と次の①の金額から②の金額を差し引いた金額のうち、いずれか少ない方の金額となりますのでご注意ください。

① 10万円に最初の相続開始の日からその人が満18歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額

② 過去の相続税額の計算において、その人及びその人の扶養義務者が実際に控除を受けた未成年者控除の金額

2 「居住制限納税義務者」又は「非居住制限納税義務者」については、7ページの（参考1）を参照してください。

#### ニ 障害者控除（「申告書第6表、第8の8表」46、49ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者を除きます。）が、障害者で、かつ、相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である場合には、その人の相続税額から、10万円（特別障害者である場合には20万円）に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときはこれを1年とします。）を掛けて計算した金額（障害者控除額）を控除します。

なお、障害者控除額がその人の相続税額を超える場合には、その超える金額を、その人の扶養義務者の相続税額から控除します。

（注）1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額及び過去の相続の時と今回の相続の時における障害の程度が異なる場合の控除額は、上記により計算した金額とは異なりますので、税務署にお尋ねください。

2 「非居住無制限納税義務者」、「居住制限納税義務者」又は「非居住制限納税義務者」については、7ページの（参考1）を参照してください。

#### ホ 相次相続控除（「申告書第7表、第8の8表」47、49ページ参照）

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課せられた場合には、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（相続人に限ります。）の相続税額から一定の金額を控除します。

#### ヘ 外国税額控除（「申告書第8表、第8の8表」48、49ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって外国にある財産を取得したため、その財産について外国で相続税に相当する税金が課せられた場合には、その人の相続税額から一定の金額を控除します。

#### ト 相続時精算課税分の贈与税額控除（「申告書第11の2表」63ページ参照）

相続時精算課税適用者に相続時精算課税適用財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額（前ページのイから上記へまでの控除により赤字になる場合は「0」となります。）からその贈与税額（贈与税の外国税額控除前の税額です。）に相当する金額を控除します。

なお、その金額を相続税額から控除する場合において、なお控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額（相続時精算課税適用財産に係る贈与税について外国税額控除の適用を受けた場合には、その控除しきれない金額からその外国税額控除額を控除した残額）に相当する税額の還付を受けることができます。

この税額の還付を受けるためには、相続税の申告書を提出しなければなりません（26ページの「Q & A 相続税の還付金の受取方法は？」参照）。

#### チ 医療法人持分税額控除（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

医療法人の持分を相続や遺贈により取得し、相続開始の時から相続税の申告期限までの間にその持分の全部又は一部を放棄した場合で、一定の要件を満たすときは、放棄した持分の額に対応する部分の相続税額に相当する金額を控除します。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

なお、11ページのイから前ページのトまでの計算をした結果、相続税額に残額がある場合（黒字の場合）には、その金額を限度として医療法人持分税額控除額を控除します。

また、11ページのイから前ページのトまでの計算をした結果、その金額が「0」の場合又は控除しきれない金額に相当する税額がある場合（赤字の場合）には、医療法人持分税額控除額は「0」となります。

### (3) 相続財産の評価のあらまし

相続財産の価額は、原則として、相続開始の時の時価で評価します。主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

#### Q&A 不動産の評価方法は？

問： 不動産はどのように評価するのですか。

答： 土地については、「路線価図」や「評価倍率表」により評価します。また、家屋については、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

なお、「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】で確認することができます。



財産評価基準書

#### イ 土地

原則として、地目などに応じ、次のとおり評価します。具体的には「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」など（評価明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

##### (イ) 宅地

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】があります。

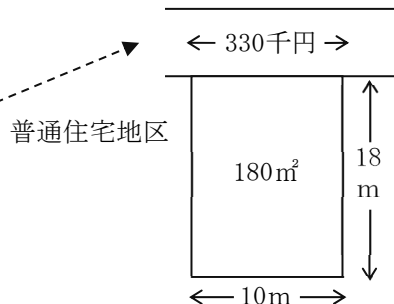
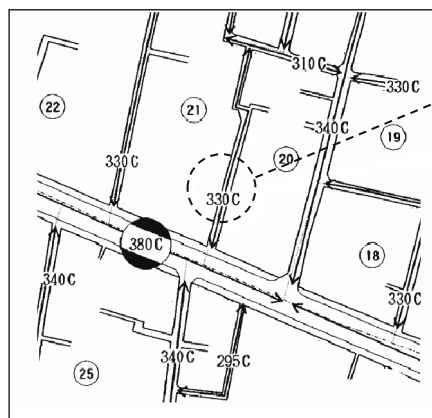
##### 【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。「路線価図」で確認することができます。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で確認することができます。

路線価図（抜粋）



(路線価)	(奥行価格補正率)	(面積)	(評価額)
330千円	×	1.00	×
		180m <sup>2</sup>	= 5,940万円

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）						
固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線 路線	比準 比準	比準 比準	比準 比準	比準 比準		
1.1 1.1	純 13 純 11	純 22 純 16				

(固定資産税評価額) 1,000万円 × (倍率) 1.1 = (評価額) 1,100万円

※ 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

(注) 相続や遺贈により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）に係る宅地（敷地利用権）の価額については、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に区分所有補正率を掛けて計算する場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載されているパンフレット『「居住用の区分所有財産」の評価が変わりました』を参照してください。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については、次のとおりです。

借地権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、相続開始の時に借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
配偶者居住権に基づく敷地利用権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額及び配偶者居住権の存続期間を基として計算します。
貸宅地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。
配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額を差し引いて計算します。

**Q&A 居住用宅地や事業用宅地の課税価格の計算の特例とは？**

問： 相続税の計算をする場合、居住用又は事業用の宅地についての課税価格の計算の特例があると聞きましたが、どのような特例ですか。

答： 相続税の計算をする場合、一定の要件の下、居住用の宅地や事業用の宅地についてその資産の価額を減額する小規模宅地等の特例が設けられています。

例えば、被相続人の居住用の宅地を被相続人の配偶者が取得した場合、その宅地の価額は、その宅地のうち330㎡までの部分についてその評価額の80%が減額されます。なお、特例の要件等については、16ページをご覧ください。

(ハ) 田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

## ロ 家屋等

家屋等の評価については、次のとおりです。

自家屋	原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。
貸家	原則として、固定資産税評価額から、固定資産税評価額に借家権割合と賃貸割合を乗じた価額を差し引いて計算します。
配偶者居住権	原則として、固定資産税評価額及び配偶者居住権の存続期間を基として計算します。
配偶者居住権の目的となっている建物	原則として、固定資産税評価額により評価した価額から、配偶者居住権の価額を差し引いて計算します。

(注) 相続や遺贈により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）に係る家屋（区分所有権）の価額については、固定資産税評価額に区分所有補正率を掛けて計算する場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載されているパンフレット『『居住用の区分所有財産』の評価が変わりました』を参照してください。

## ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で確認することができます。）を基として評価します。

(注) 相続人や包括受遺者が相続や遺贈によって取得した立木については、標準価額を基として計算した価額の85%相当額によります。

## ニ 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

## ホ 上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- (イ) 相続の開始があった日の終値
- (ロ) 相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額
- (ハ) 相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額
- (ニ) 相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

## ヘ 取引相場のない株式・出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

- (イ) 類似業種比準方式
- (ロ) 純資産価額方式
- (ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
- (ニ) 配当還元方式

## ト 預貯金

原則として、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約とした場合に支払を受けることができる既経過利子の額（源泉徴収されるべき税額に相当する額を差し引いた金額）との合計額により評価します。

## チ 家庭用財産（家具・什器・電話加入権等）・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

## リ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

※ 相続財産の評価に当たって作成した評価（計算）明細書は、相続税の申告書に添付してください。

(4) 小規模宅地等の特例（「申告書第11・11の2表の付表1、1（続）、1（別表1）、1（別表1の2）、1（別表2）」64～66ページ参照）

イ 特例のあらまし

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいいます。以下同じです。）のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額します。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等及び「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した特定事業用宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

また、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した一定の株式又は出資について平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けていた場合には、この特例の適用を受けることはできません。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%	

(注) 1 「宅地等のうち一定のもの」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地及び採草放牧地は除きます。）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。

2 「限度面積」については、特例を適用する宅地等が、次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの算式を満たす面積がそれぞれの限度面積となります。

(1) 特例を適用する宅地等が特定居住用宅地等（⑥）及び特定事業用等宅地等（①又は②）である場合（特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等（③、④又は⑤）がない場合）

$$A \leq 400\text{㎡} \cdot B \leq 330\text{㎡} \quad (\text{合計}730\text{㎡まで適用可能})$$

(2) 特例を適用する宅地等が貸付事業用宅地等（③、④又は⑤）及びそれ以外の宅地等（①、②又は⑥）である場合（特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等（③、④又は⑤）がある場合）

$$A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C \leq 200\text{㎡}$$

○ 上記の算式中の符号は、次のとおりです。

A : 「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計（①+②）
B : 「特定居住用宅地等」の面積の合計（⑥）
C : 「貸付事業用宅地等」の面積の合計（③+④+⑤）

※1 特例を適用する宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には、その宅地等の面積に、それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額又はその権利の価額がこれらの価額の合計額のうちに占める割合を乗じて得た面積を、特例を適用する宅地等の面積とみなして、(1)及び(2)の算式を計算します。

2 (2)の算式におけるA、B及びCの面積の端数処理に当たっては、その面積の合計が200㎡を超えないようご注意ください。

3 宅地等のうちに被相続人等の事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分がある場合には、被

相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた部分のみが特例の対象となります。

- 4 この特例と「特定計画山林の特例」(20ページ参照)を併用して適用する場合には、22ページの(6)をご覧ください。

(イ) 特定事業用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の事業(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業<sup>(注1)</sup>)を除きます。)の用に供されていた宅地等(その相続の開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等(「3年以内事業宅地等」といいます。以下同じです。)<sup>(注2)</sup>を除きます。)で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます(次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)

〔特定事業用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(注) 1 「準事業」とは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものをいいます。

- 2 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等であっても、一定の規模以上の事業を行っていた被相続人等の事業の用に供された宅地等については、3年以内事業宅地等に該当しません。  
 なお、上記の「一定の規模以上の事業」とは、次の算式を満たす場合におけるその事業をいいます。

(算式)

$$\frac{\text{下記の事業の用に供されていた一定の資産}^{(*)} \text{のうち} \\ \text{被相続人等が有していたものの相続開始時の価額の合計額}}{\text{新たに事業の用に供された宅地等の相続開始時の価額}} \geq 15\%$$

※ 「一定の資産」とは、次に掲げる資産(その資産のうちその事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、その事業の用に供されていた部分に限ります。)をいいます。

- ① その宅地等の上に存する建物(その附属設備を含みます。)又は構築物
- ② 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産でその宅地等の上で行われるその事業に係る業務の用に供されていたもの(上記①に掲げるものを除きます。)

- 3 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人が、特定事業用宅地等についてこの特例の適用を受ける場合には、その人を含め、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人の全てが、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができません。

(ロ) 特定同族会社事業用宅地等とは

相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。)の用に供されていた宅地等で、次のページの表に掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます(一定の法人の事業の用に供されている部分で、次のページの表に掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)

〔特定同族会社事業用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
	一定の法人の事業の用に供されていた宅地等	法人役員要件
保有継続要件		その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(注) 一定の法人とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している場合におけるその法人（相続税の申告期限において清算中の法人を除きます。）をいいます。

- ① 被相続人の親族等とは、被相続人の親族及びその被相続人と租税特別措置法施行令第40条の2第16項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ② 発行済株式の総数又は出資の総額には、法人の株主総会又は社員総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された租税特別措置法施行規則第23条の2第6項又は第7項に規定する株式又は出資は含まれません。

(ハ) 特定居住用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

〔特定居住用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者ごとの要件
① 被相続人の居住の用に <sup>(注1)</sup> 供されていた宅地等 <sup>(注2)</sup>	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族 <sup>(注3)</sup>	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
	3 上記1及び2以外の親族	次の(1)から(6)の要件を全て満たすこと (1) 居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者 <sup>(注4)</sup> のうち日本国籍を有しない者ではないこと (2) 被相続人に配偶者がいないこと (3) 相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）がいないこと (4) 相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族又は取得者と特別の関係がある一定の法人 <sup>(注5)</sup> が所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがないこと (5) 相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと (6) その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
② 被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

- (注) 1 「被相続人の居住の用」には、被相続人の居住の用に供されていた宅地等が、養護老人ホームへの入所など被相続人が居住の用に供することができない一定の事由（次の(1)又は(2)の事由に限り、）により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（被相続人の居住の用に供されなくなった後に、事業の用又は新たに被相続人等以外の人の居住の用に供された場合を除きます。）におけるその事由により居住の用に供されなくなる直前の被相続人の居住の用を含みます。
- (1) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けていた被相続人又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していた被相続人が次に掲げる住居又は施設に入居又は入所をしていたこと。
- イ 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- ロ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院
- ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（イの有料老人ホームを除きます。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限り、）又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。
- 2 「被相続人の居住の用に供されていた宅地等」が、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」<sup>\*</sup>を除きます。）の敷地の用に供されていたものである場合には、その敷地の用に供されていた宅地等のうち被相続人の親族の居住の用に供されていた部分（前ページの〔特定居住用宅地等の要件〕区分②に該当する部分を除きます。）を含みます。
- 3 「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。
- (1) 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」<sup>\*</sup>である場合  
被相続人の居住の用に供されていた部分
- (2) (1)以外の建物である場合  
被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分
- <sup>\*</sup> 「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。
- 4 「居住制限納税義務者」又は「非居住制限納税義務者」については、7ページの（参考1）を参照してください。
- 5 「特別の関係がある一定の法人」とは、次の(1)から(4)に掲げる法人をいいます。
- (1) 取得者及び租税特別措置法施行令第40条の2第15項第1号イからへまでに掲げる者（以下5において「取得者等」といいます。）が法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額（(2)及び(3)において「発行済株式総数等」といいます。）の10分の5を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその法人
- (2) 取得者等及び(1)に掲げる法人が他の法人の発行済株式総数等の10分の5を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその他の法人
- (3) 取得者等並びに(1)及び(2)に掲げる法人が他の法人の発行済株式総数等の10分の5を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその他の法人
- (4) 取得者等が理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものとなっている持分の定めのない法人

## (二) 貸付事業用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業<sup>(注1)</sup>）に限り、以下「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等（その相続の開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（「3年以内貸付宅地等」といいます。以下同じです。）<sup>(注2)</sup>を除きます。）で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

〔貸付事業用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしてきた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(注) 1 「準事業」については、17ページの(イ)(注)1を参照してください。

- 2 相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等であっても、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業(貸付事業のうち準事業以外のものをいいます。以下同じです。)を行っていた被相続人等のその特定貸付事業の用に供された宅地等については、3年以内貸付宅地等に該当しません。

ロ 日本郵便株式会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等

平成19年9月30日以前に被相続人又は被相続人の相続人と旧日本郵政公社との間の賃貸借契約に基づき郵便局の用に供するために貸し付けられていた一定の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち、平成19年10月1日から相続の開始の直前までの間において、その賃貸借契約の契約事項に一定事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、平成19年10月1日から平成24年9月30日までの間にあっては郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成24年10月1日から相続開始の直前までの間にあっては郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に対し貸し付けられていた一定の建物(以下「郵便局舎」といいます。)の敷地の用に供されていた宅地等で、その宅地等を取得した相続人から相続開始の日以後5年以上その郵便局舎を日本郵便株式会社が引き続き借り受けることにより、その宅地等を同日以後5年以上郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることについて総務大臣の証明がなされた宅地等については、17ページの(イ)の特定事業用宅地等に該当するものとして、この特例の適用を受けることができます。

ハ この特例を受けるための手続

この特例の対象となり得る宅地等、「特定計画山林の特例」(下記(5)参照)若しくは「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」(22ページの(7)参照)の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した相続人等が2人以上いる場合には、この特例の適用を受けようとする宅地等の選択についてその全員が同意しており、かつ、原則として相続税の申告期限までに分割されていることが必要です。

また、相続税の申告書にこの特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載するとともに、74ページの(5)に掲げる書類を添付する必要があります。

(注) 相続税の申告期限までにこの特例の対象となり得る宅地等が未分割であっても、次のi又はiiに掲げる場合(「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受けている場合を除きます。)に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

- i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合
- ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき(税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。)

(5) 特定計画山林の特例(「申告書第11・11の2表の付表2、2の2、4」参照)

イ 特例のあらまし

特定計画山林相続人等(次の表の2に掲げる者)が、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与(以下(5)において「贈与」といいます。)によって取得した特定計画山林(次の表の1に掲げる山林)でこの特例の適用を受けるものとして選択したもの(以下「選択特定計画山林」といいます。)について、その相続、遺贈や贈与に係る相続税の申告期限まで引き続きその選択特定計画山林の全てを有している場合(これに準ずる場合を含みます。)には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、5%を減額します。

なお、被相続人から相続、遺贈や贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から贈与により取得した一定の株式又は出資について平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けていた場合には、この特例の適用を受けることはできません。

また、この特例は、山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合には適用を受けることができません。

(注) この特例と「小規模宅地等の特例」(16ページ参照)を併用して適用する場合には、次ページの(6)をご覧ください。

1 特定計画山林		2 特定計画山林相続人等
森林経営計画が定められている区域内に存する山林(立木又は土地等をいいます。)	(1) 相続や遺贈によって取得した「特定森林経営計画対象山林」(次のロ参照)	相続や遺贈によって左の財産を取得した個人で次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。 ① 被相続人の親族であること ② 相続開始の時から相続税の申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っていること
	(2) 贈与(贈与税の期限内申告の際に一定の届出をしたものに限ります。)によって取得した「特定受贈森林経営計画対象山林」(次のハ参照)	被相続人から贈与によって左の財産を取得した個人で次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。 ① 左の財産に係る相続時精算課税適用者であること ② 贈与の時から相続税の申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っていること

#### ロ 特定森林経営計画対象山林とは

被相続人が相続開始の直前に有していた山林のうち、相続開始の前に森林法第11条第5項(同法第12条第3項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第9条第2項又は第3項において読み替えて適用される森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含みます。)の規定による市町村長等の認定(次のハにおいて「市町村長等の認定」といいます。)を受けた同法第11条第1項に規定する森林経営計画<sup>(注1)</sup>が定められている区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。次のハにおいて同じです。)をいいます。

(注) 1 森林経営計画には、森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための森林経営計画のうち森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの(その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。)及び同法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません(次のハにおいて同じです。)

2 特例の対象となる特定森林経営計画対象山林は、特定計画山林相続人等が施業を行うこととされている区域内に存するものであることなど一定の要件を満たした特定計画山林に該当するものに限られます(次のハにおいて同じです。)

#### ハ 特定受贈森林経営計画対象山林とは

被相続人である特定贈与者が贈与をした山林のうち、その贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林経営計画が定められている区域内に存するものをいいます。

### 二 この特例の適用を受けるための手続

この特例の対象となり得る山林、「小規模宅地等の特例」(16ページ参照)若しくは「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」(次ページの(7)参照)の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した相続人等が2人以上いる場合には、この特例の適用を受けようとする財産の選択についてその全員が同意しており、かつ、原則として相続税の申告期限までに分割されていることが必要です。

また、相続税の申告書にこの特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載するとともに75ページの(6)に掲げる書類を添付する必要があります。

なお、この特例の適用を受ける場合には、相続税の申告期限から2か月以内に租税特別措置法施行規則第23条の2の2第14項に掲げる書類を提出しなければなりません。

(注) 1 特定受贈森林経営計画対象山林についてこの特例の適用を受ける場合には、あらかじめ、贈与税の期限

内申告の際にこの特例の適用を受ける旨等を記載した届出書及び一定の書類を提出する必要があります。

2 相続税の申告期限までにこの特例の対象となる山林が未分割であっても、次の i 又は ii に掲げる場合に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

- i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合
- ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき（税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。）

#### (6) 小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例の併用等

「小規模宅地等の特例」の適用を受ける宅地等について①の算式により計算した面積(a)が200㎡に満たない場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林について、②に定める算式により計算した価額を限度に「特定計画山林の特例」の適用を受けることができます。

$$\textcircled{1} \quad a = A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C$$

$$\textcircled{2} \quad D \times \frac{200\text{m}^2 - a}{200\text{m}^2}$$

○ 上記の算式中の符号は、次のとおりです。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| A: 「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計  |
| B: 「特定居住用宅地等」の面積の合計                 |
| C: 「貸付事業用宅地等」の面積の合計                 |
| D: 特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林の評価額の合計 |

(注) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合には、上記の内容と異なります。

#### (7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（「申告書第11・11の2表の付表2の2、3、3の2」参照）

##### (特例のあらまし)

個人が、平成21年3月31日以前に相続時精算課税に係る贈与（贈与税の申告の際に一定の届出をしたものに限り。）によって取得した特定受贈同族会社株式等でこの特例の適用を受けるものとして選択したものについて、平成21年改正前の租税特別措置法第69条の5に規定する要件を満たす場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、10%を減額します（減額される金額は1億円を限度とします。）。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した一定の株式又は出資について、平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けた場合には、この特例の適用を受けることはできません。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けた人は、納税猶予の特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社と同一の会社の株式又は出資について、この特例の適用を受けることはできません。

(注) 一定の場合には、この特例と「小規模宅地等の特例」（16ページ参照）又は「特定計画山林の特例」（20ページ参照）とを併用して適用を受けることができます。

相続税については、上記の特例のほか、次の特例があります。次の特例の概要等については、国税庁ホームページに掲載しています。

- ・ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等
- ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等
- ・ 山林についての相続税の納税猶予及び免除
- ・ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除
- ・ 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除
- ・ 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除

##### 【掲載場所】

ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>相続税の申告のしかた（令和8年分用）

## 5 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか

### (1) 課税価格の計算の特例（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）

相続税の申告期限前に、相続や遺贈によって取得した財産が、災害により被害を受けた場合において、次の表のいずれかに該当するときは、相続税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

なお、災害により被害を受けた場合の相続税の軽減の詳細につきましては、国税庁ホームページ「災害に関する相続税及び贈与税の取扱い」をご覧ください。

①	相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること
②	相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること (注) 動産等とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。



災害に関する相続税  
及び贈与税の取扱い

### (2) 課税価格の計算の特例（租税特別措置法）

特定非常災害発生日<sup>(注1)</sup>前に相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税に係る贈与を含みます。以下(4)までにおいて同じです。）により財産を取得した人があり、かつ、その相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限がその特定非常災害発生日以後である場合において、その人がその相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（その特定非常災害発生日の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、相続開始前3年以内の贈与財産又は相続時精算課税適用財産に限り、）でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、相続税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

なお、この特例の適用を受ける場合は、申告書第11表の付表1又は2のその適用を受ける財産の「特例」欄に「3」を記入してください（54～57ページ参照）。

(注) 1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます（(4)において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

### (3) 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例

相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者からの相続時精算課税に係る贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限までの間に、災害によって相当の被害を受けたことなど一定の要件を満たす場合には、相続税額の計算において相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額は、被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した価額とすることができます。

なお、この特例の適用を受ける場合には、原則として、災害が発生した日から3年を経過する日までに、相続時精算課税適用者の贈与税の納税地を所轄する税務署長に、被害を受けた部分の価額等に関する事項を記載した申請書に一定の書類を添付して提出し、承認を受けなければなりません。

(注) この特例は、令和6年1月1日以後にその土地又は建物が災害により被害を受ける場合について適用されます。

#### (4) 相続税の申告書の提出期限の特例

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての人のうちに上記(2)の適用を受けることができる人がいる場合において、その相続若しくは遺贈により財産を取得した人又はその人の相続人（包括受遺者を含みます。）の相続税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前であるときは、その相続税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

（注）「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

#### (5) 個別指定による期限延長

災害その他やむを得ない理由によって、申告書の提出期限までに申告・納付ができないときは、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署長に申請することにより、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付の期限が延長されます。

## 6 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか

#### (1) 誤って申告した場合

相続税の申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容の誤りに気が付いた場合には、次の方法により提出した申告書を訂正することができます。

##### イ 少なく申告した場合

相続税の課税価格や税額が少なかったときは、前に提出した相続税の申告書に記載した課税価格や税額を訂正するための修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

##### ロ 多く申告した場合

相続税の課税価格や税額が多すぎたときは、相続税の申告期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額を正当な額に直すよう更正の請求をすることができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

#### (2) 相続分などに異動を生じた場合

相続税の申告書を提出した後で、次のような事由が生じたため前に申告した税金が多すぎることとなったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4か月以内に、更正の請求をすることができます。

また、同じ事由で前に申告した税金が少なすぎることとなったときは、相続税の修正申告書を提出することができます。

- ① 未分割遺産について分割が行われたこと。
- ② 認知、相続の放棄の取消しなどの理由によって相続人に異動が生じたこと。
- ③ 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。
- ④ 遺贈に係る遺言書の発見、遺贈の放棄があったこと。
- ⑤ 一定の条件を付して物納が許可された場合（その許可が取り消され又は取り消されることとなる場合に限り。）で物納に充てた財産について相続税法施行令第8条第1項の事情が生じたこと。
- ⑥ 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。
- ⑦ 民法第778条の4（相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）又は第910条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）の規定による請求があったことにより弁済すべき額が確定したこと。
- ⑧ 条件付の遺贈について、条件が成就したこと。
- ⑨ 相続財産法人に係る財産の分与が行われたこと又は特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したこと。
- ⑩ 相続税の申告期限後に遺産の分割が行われた場合で、配偶者の税額軽減（11ページ参照）、小規模宅地等の特例（16ページ参照）又は特定計画山林の特例（20ページ参照）の適用を受けられることとなったこと。
- ⑪ 国外転出時課税制度の納税猶予の特例の適用を受けている相続人又は適用を受けている人から納付の義務を承継した相続人が、納税猶予分の所得税を納付することとなったこと。

## ③ 相続税の納付

### 1 相続税はどのように納めるのでしょうか(金銭納付)

#### (1) 納付すべき期限

相続税は、原則として、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）までに納付することになっています。

(注) 修正申告等に係る相続税は、次に掲げる日までに納付します。

- ① 修正申告分：修正申告書の提出の日
- ② 期限後申告分：期限後申告書の提出の日
- ③ 更正・決定分：更正・決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日

#### (2) 主な納付方法

納付は、金融機関や税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。是非ご利用ください。

ダイレクト納付	事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する方法です。 ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前にオンライン（e-Tax）又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。 (注) 1 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付の預貯金口座登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。 2 「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから、利用可能となるまで、オンライン（e-Tax）提出は1週間程度、書面提出は1か月程度かかります。
インターネットバンキングなどを利用した電子納税	金融機関のインターネットバンキング口座やATMから納付する方法です。
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。 (注) 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません）。納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。
スマホアプリ納付	e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。 (注) 1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。 2 事前に使用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。

(注) 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。納付書をご希望の方は、所轄の税務署にお問い合わせください。

会計ソフト等で作成し市販の用紙で印刷したものなどは、機械による情報の読み取りが正しく行えず、納付事実の確認に時間を要するなど、ご不便をお掛けする可能性があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」をご覧ください。



#### (3) 納付が遅れた場合

納付が定められた期限に遅れた場合には、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日

から10か月目の日)の翌日から納付の日までの間の延滞税を本税と併せて納付する必要があります。  
 なお、延滞税の割合は次のとおりです。

	割 合
① 納期限の翌日から2月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合 <sup>(※)</sup> + 1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合 <sup>(※)</sup> + 7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。以下同じです。）に、年1%の割合を加算した割合

(注) 修正申告及び期限後申告による納付の場合は申告書を提出した日が納期限となります。

### Q&A 相続税の納付は？

問： 相続税はいつまでに納めればよいのでしょうか。

答： 相続税は相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、納めていただくことになっています。

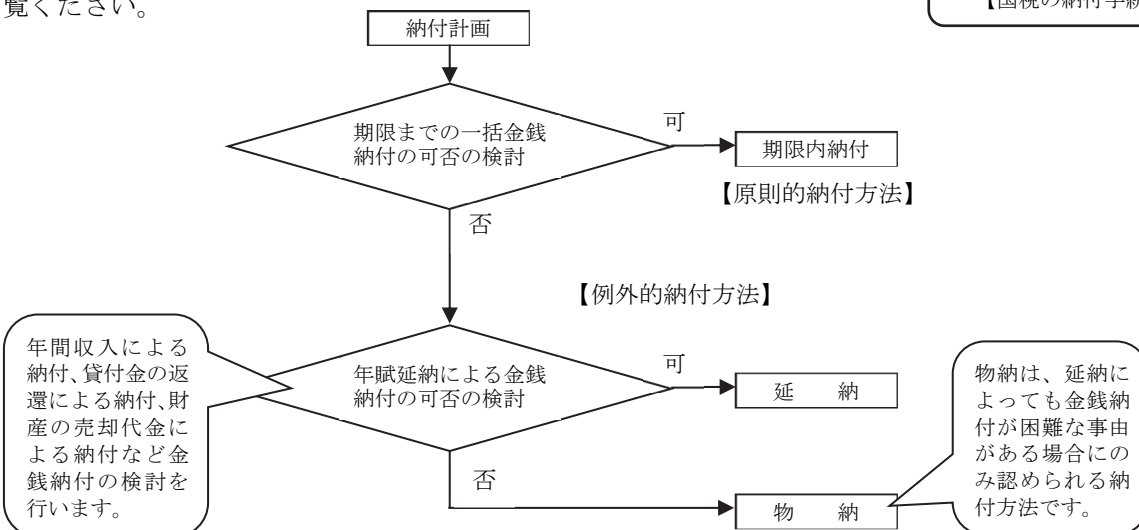
なお、金銭で納付することが原則ですが、金銭で納付することが困難で、一定の要件を満たしている場合には、相続税を年賦により分割納付する「延納」と、相続財産で納付する「物納」の方法があります。いずれの方法も相続税の申告期限までに手続をとっていただく必要があります。

### 相続税の納付方法の検討について

相続税の納付方法については、下図のとおり検討します。  
 なお、納付方法について詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。



【国税の納付手続】



### Q&A 相続税の還付金の受取方法は？

問： 相続税の還付金がある場合、受取方法はどのようになりますか。

答： 還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

また、還付される税金の受取りに当たって、①銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、預貯金口座の金融機関名、預金種類、口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、それぞれ申告書第1表の付表2（40ページ参照）に氏名等とともに記載して提出する必要があります。

なお、振込みによる受取りをご利用されない場合は、ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を申告書第1表の付表2に氏名等とともに記載してください。

※ 相続税の還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。

## 2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか

### (1) 連帯納付義務とは

相続税の納付については、次に掲げる相続税を除き、各相続人が相続等により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相続税法第34条第1項）。

- ① 本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に、相続税法第34条第6項に規定する「納付通知書」を発していない場合における納付すべき相続税額に係る相続税
  - ② 本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
  - ③ 本来の納税義務者が農地などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税
- なお、ご不明な点につきましては、税務署にお尋ねください。

(注) 被相続人の納付すべき相続税額がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務が生じます（相続税法第34条第2項、第3項）。

#### 【連帯納付義務の例】

(相続人)	(相続税額)	〔 相続により受けた利益 の価額に相当する金額 〕
配偶者	0円	5,000万円
子1	50万円⇒納付済み	2,500万円
子2	50万円⇒未納付	2,500万円

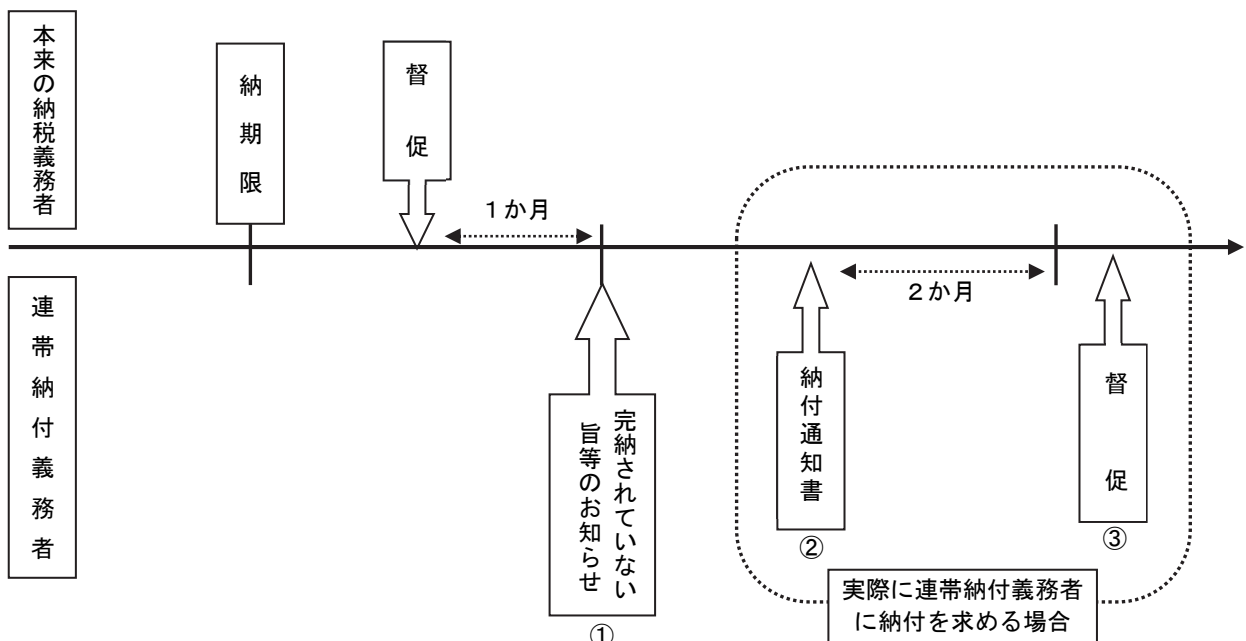
※ 子2が未納付の相続税額（50万円）は、配偶者及び子1の2名がそれぞれ相続により受けた利益の価額の範囲内（限度として）で連帯して納付する義務を負います。

### (2) 相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等

相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する手続等については、次のとおりです。

- ① 相続税について督促状が発せられて1か月を経過しても完納されない場合には、連帯納付義務者に対して完納されていない旨等のお知らせを送付します。
- ② 連帯納付義務者から納付を求める場合には、納付期限や納付場所等を記載した納付通知書を送付します。
- ③ 納付通知書が送付された日から2か月を経過しても完納されない場合は、督促状を送付します。

#### 連帯納付義務に関する手続等の概要 《例：納期限までに相続税額が納付されなかった場合》



### (3) 連帯納付義務者が納付する場合の延滞税の軽減等

連帯納付義務者が相続税法第34条第1項の規定による連帯納付義務に係る相続税に併せて納付する場合の延滞税が軽減され、一定の場合には延滞税に代えて利子税を納付することとなります。

(注) 本来の納税義務者の延滞税の額が軽減されるものではありません。

## 3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか(延納及び物納)

相続税は、納期限までに金銭で納付することが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしている場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められます。そのあらまは、次のとおりです。

なお、延納及び物納の詳しい内容については、国税庁ホームページに掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」をご覧ください。

### (1) 延納

#### イ 延納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

- ① 相続税額が10万円を超えていること。
- ② 金銭納付を困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
- ④ 延納税額に相当する担保を提供すること。

(注) 延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下であるときには、担保を提供する必要はありません。

#### ロ 延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額がどの程度占めているかによって、次の表のようになります。

なお、各分納期間の延納特例基準割合<sup>(※)</sup>が7.3%に満たない場合の利子税の割合は、その分納期間においては次の算式により計算される割合(0.1%未満の端数があるときはこれを切捨て、0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。)が適用されます。

(算式)

$$\text{利子税(年割合)} \times \frac{\text{延納特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

#### ※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の利子税特例基準割合(平均貸付割合に、年0.5%の割合を加算した割合をいいます。以下同じです。)

区 分		延納期間 (最高)	利子税 (年割合)
不動産等の割合が75%以上の場合	①不動産等に対応する税額	20年	3.6%
	②動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	③不動産等に対応する税額	15年	3.6%
	④動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50%未満の場合	⑤立木に対応する税額	5年	4.8%
	⑥立木以外の財産に対応する税額		6.0%

(注) 1 延納税額が150万円未満(①に該当する場合は200万円未満)の場合には、不動産等の価額の割合が50%以上(①に該当する場合は75%以上)であっても、延納期間は延納税額を10万円で除して得た数(1未満の端数は切り上げます。)に相当する年数を限度とします。

2 不動産等とは、不動産、不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産並びに特定同族会社の株式及び出資をいいます。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人又はその親族その他の特別関係者(相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。)の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

- 3 相続した不動産等の財産の中に計画伐採立木又は都市緑地法の規定による特別緑地保全地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による歴史的風土特別保存地区及び森林法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定された区域内にある土地がある場合には、延納期間・利子税割合について特例がありますので、「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

## (2) 物納

### イ 物納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられます。

- ① 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- ③ 納期限までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- ④ 物納適格財産であること。

### ロ 物納に充てることのできる財産の種類及び順位

物納に充てることのできる財産は、納付すべき相続税の課税価格の計算の基礎となった相続財産のうち、次の表に掲げる財産（相続財産により取得した財産も含まれます。）及び順位（①～⑤の順になります。）で、その所在が日本国内にあるものに限ります。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産を除きます。

順位	物納に充てることのできる財産の種類
第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等 <sup>※1</sup> ※1 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等 <sup>※2</sup> ※2 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(注) 相続開始前から所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることのできる財産とすることができます。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、既に同法による登録を受けているものをいいます。

### ハ 管理処分不適格財産

次に掲げるような財産は、物納に不適格な財産となります。

#### 【不動産】

- 1 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- 2 権利の帰属について争いがある不動産
- 3 境界が明らかでない土地
- 4 隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- 5 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第210条の規定による通行権の内容が明確でないもの
- 6 借地権の目的となっている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- 7 他の不動産（他の不動産の上に存する権利を含みます。）と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- 8 耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいいます。）を経過している建物（通常の使用ができるものを除きます。）
- 9 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- 10 管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産

- 11 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないとい認められる目的に使用されている不動産
- 12 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産
- 13 地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの
  - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）
  - ・暴力団員等により事業活動を支配されている者
  - ・法人で暴力団員等を役員等とするもの

**【株式】**

- 1 譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、その手続がとられていない株式
- 2 譲渡制限株式
- 3 質権その他の担保権の目的となっている株式
- 4 権利の帰属について争いのある株式
- 5 二以上の者の共有に属する株式（共有者全員がその株式について物納の許可を申請する場合を除きます。）
- 6 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）とする株式会社が発行した株式（取引相場のない株式に限ります。）

**【不動産又は株式以外の財産】**

物納財産の性質が不動産又は株式に定める財産に準ずるものとして税務署長が認めるもの

## 二 物納劣後財産

次に掲げるような財産は、他に物納に充てるべき適当な財産がない場合に限り物納に充てることができます。

- 1 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- 2 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- 3 次に掲げる事業が施行され、その施行に係る土地につき、それぞれ次に規定する法律の定めるところにより仮換地（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその指定の部分を含みます。）又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない土地を含みます。）
  - イ 土地区画整理法による土地区画整理事業
  - ロ 新都市基盤整備法による土地整理
  - ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
  - ニ 土地改良法による土地改良事業
- 4 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除きます。）
- 5 配偶者居住権の目的となっている建物及びその敷地
- 6 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- 7 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- 8 都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない開発行為をする場合において、当該開発行為が開発許可の基準に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
- 9 都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除きます。）
- 10 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められた区域内の土地
- 11 森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地

- 12 法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含みます。）
- 13 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
- 14 事業の休止（一時的な休止を除きます。）をしている法人に係る株式

#### ホ 物納手続関係書類（例示：更地の場合）

物納申請期限までに物納申請書に添付して提出してください。

	共 通	土地の状況によって追加が必要なもの	
	更地 （借地権等の設定がないもの）	所在図（住宅地図）、公図の写し、登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）、地積測量図、境界確認書・道路明示証、土地の維持管理に要する費用の明細書、所有権移転に必要な書類（所有権移転登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の確約書	建物等の越境がある場合
		建築基準法上の道路に接していない場合	隣地を通行することを承諾した書類
		電柱がある場合	電柱等に係る土地使用承諾書の写し
		仮換地の場合	仮換地指定通知書の写し

#### ヘ 収納価額

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として、課税価格の計算の基礎となった財産の価額によります。

なお、「小規模宅地等の特例」（16ページ参照）又は「特定計画山林の特例」（20ページ参照）の適用を受けた相続財産を物納する場合については、特例適用後の価額が収納価額になります。

#### ト 物納に係る利子税

物納申請が行われた場合には、物納の許可による納付があったものとみなされる日までの期間のうち、申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納に当たっての措置を行う期間がある場合など一定の場合には、利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と利子税特例基準割合のいずれか低い割合になります。

## ④ 相続税の申告書の記載例

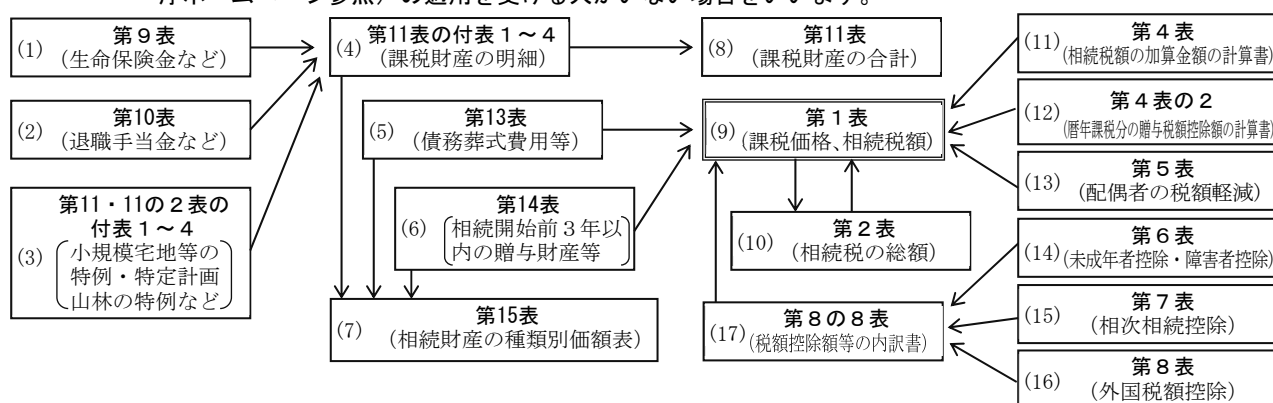
### 1 申告書の記載の順序について

#### (1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。  
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表及び第8の8表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(17)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



#### (2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合  
 (1)に掲げる表のほか、「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合  
 上記イに掲げる表のほか、「第1表の付表2」を作成します。

#### (3) 相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいる場合

(1)に掲げる表のほか、次の場合の区分に応じた申告書を作成します。

イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる場合	第3表、第8表、第12表
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（一般措置）の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2表、第8の2表の付表1～4
ハ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用を受ける特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2の2表、第8の2の2表の付表1～3
ニ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける林業経営相続人がいる場合	第8の3表、第8の3表の付表
ホ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける相続人等がいる場合	第8の4表、第8の4表の付表
へ 医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける相続人等がいる場合（この場合には、「第8の8表」の作成は不要です。）	第8の4表、第8の4表の付表
ト 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける寄託相続人がいる場合	第8の5表、第8の5表の付表
チ 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例事業相続人等がいる場合	第8の6表、第8の6表の付表1～5など
リ イ～チのうち2以上に該当する者がいる場合	イ～チに掲げる表、第8の7表

(注) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

## 2 具体的な記載例について

36ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>相続・贈与税関係>[手続名称]相続税の申告手続」



### 申告書の作成における留意事項（E01などの記号が付されている項目）

- ・機械で読み取りますので、記載内容は、記載欄の枠内に記入してください。  
なお、記載事項を訂正する際も、可能な限り記載欄の枠内に収まるように記入してください。
- ・同じ記載内容が続く場合にも、「同上」や「〃」とは記入しないでください。
- ・年月日の記載における元号や続柄などについては、コードがありますので、次の表をご確認ください。  
なお、コード表は各様式の記載要領等にも掲載しています。

コード表	使用する主な申告書	掲載ページ
元号コード	第1表、第1表（続）、第4表の2、第7表 第8表、第9表、第10表、第11表、第11の2表 第13表、第14表	38ページ
続柄コード	第1表、第1表（続）、第2表	38ページ
細目コード	第11表の付表1、第11表の付表2、第11表の付表4	55、57、61ページ
特例番号表	第11表の付表1、第11表の付表2、第11表の付表3、第11表の付表4	55ページ
金融商品取引業者等コード	第11表の付表2	57ページ
金融機関等コード	第11表の付表3	59ページ
支店等コード	第11表の付表2、第11表の付表3	57、59ページ
口座種別等コード	第11表の付表3	59ページ

※ その他の留意事項については、国税庁ホームページに掲載されている「税務手続に関する書類提出の際の留意事項」もご確認ください。

#### 【掲載場所】

ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内>税務手続に関する書類提出の際の留意事項



## Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

相続人		遺産の価額				
		5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円
配偶者と 子供1人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	40万円	385万円	1,670万円	3,460万円	7,605万円
配偶者と 子供2人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
	子供	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
配偶者と 子供3人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
配偶者と 子供4人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

## Q&A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？

2人以上の相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）がいる場合には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）（36、37ページ参照。以下「第1表等」といいます。）には、共同して提出する相続人等の方のみを記載して提出してください。この場合において、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合、一の申告書に連署して提出することとされています。

なお、申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の氏名欄の右部の「参考記載」欄に「1」と記入して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください。

（注） 「参考記載」欄に「1」と記入した相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

### 共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同して申告書を提出しない相続人等については、マイナンバーを記載しません。

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は「参考記載」欄に「1」を記入してください。

様式ID		NTA1KSE010010030	
相続税の申告書 第1表			
提出先	春日部	提出日	9年2月5日
被相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	参考記載	コウセイ ハナコ 国税 花子
相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	参考記載	コウセイ ハナコ 国税 花子
相続人	タテマツ ナツメ 税務 幸子	参考記載	タテマツ ナツメ 税務 幸子
相続人	コウセイ イチロウ 国税 一郎	参考記載	1
住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号
職業	〇〇商事 代表取締役	職業	〇〇商事 取締役
相続税の額	498,392,151	相続税の額	256,646,350
納税額	24,626,035	納税額	24,626,035
合計	27,415,940	合計	3,359,600
合計	495,602,246	合計	253,286,750

### 【参考】単独で申告する相続人等の申告書

様式ID		NTA1KSE010010030	
相続税の申告書 第1表			
提出先	春日部	提出日	9年2月5日
被相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	参考記載	コウセイ イチロウ 国税 一郎
相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	参考記載	コウセイ イチロウ 国税 一郎
相続人	タテマツ ナツメ 税務 幸子	参考記載	タテマツ ナツメ 税務 幸子
相続人	コウセイ イチロウ 国税 一郎	参考記載	1
住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号
職業	〇〇商事 代表取締役	職業	〇〇商事 取締役
相続税の額	498,392,151	相続税の額	24,626,035
納税額	24,626,035	納税額	24,056,340
合計	27,415,940	合計	129,636,813
合計	495,602,246	合計	112,678,683

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

### 【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

この申告書が修正申告書である場合には、G01欄に「1」と記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

申告される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

端数切捨て後の各人の金額を合計した金額を記入してください。  
(注) 共同して申告書を提出しない相続人等も含めた財産を取得した人全員分の合計額を記入します。

⑫、⑬及び第8の8表の1の①から④までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が「0」の場合又は赤字の場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑯欄の税額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

相続税の申告書 第1表									
提出先 F01 春日部		提出日 9年2月5日		相続開始年月日 N01 5年8月5日		元号年 5年8月5日		様式ID NTA1KSE010010030	
フリガナ E01 コクセイ タロウ		参考記載の場合「1」と記入(注1) E02 国税 太郎		被相続人		財産を取得した人 E05 コクセイ ハナコ		参考記載 E06 国税 花子	
個人番号又は法人番号		E03		E07		E08		E09	
生年月日・年齢 N02 3 25 10 19 602 75		E04		E10		E11		E12	
郵便番号 P01 344 - ××××		E13		E14		E15		E16	
住所 E03 埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号		E04		E05		E06		E07	
電話番号 T01 ××× - ××× - ××××		E08		E09		E10		E11	
被相続人との続柄 E03		E04		E05		E06		E07	
取得原因 (該当する欄に「1」と記入)		E03		E04		E05		E06	
各人の合計(円)		E03		E04		E05		E06	
取得財産の価額 (第11表2③) ① G03 498,392,151		E04		E05		E06		E07	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑤) ② G04 24,626,035		E05		E06		E07		E08	
債務及び貸付金等の金額 (第13表3②) ③ G05 27,415,940		E06		E07		E08		E09	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④ G06 495,602,246		E07		E08		E09		E10	
純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④) ⑤ G07 3,000,000		E08		E09		E10		E11	
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥ A G08 498,600,000		E09		E10		E11		E12	
法定相続人の数 (人) ⑦ G09 3		E10		E11		E12		E13	
相続税の総額 ⑧ G11 130,505,000		E11		E12		E13		E14	
一般の場合 (⑧の場合を除く) ⑨ G12 130,505,000		E12		E13		E14		E15	
農林等納税猶予の適用を受ける場合 (第3表③) ⑩ G13		E13		E14		E15		E16	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥) ⑪ G14		E14		E15		E16		E17	
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②) ⑫ G15 90,000		E15		E16		E17		E18	
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②) ⑬ G16 65,252,500		E16		E17		E18		E19	
⑭・⑮以外の税額控除額 (第8の8表1⑤) ⑭ G17 425,000		E17		E18		E19		E20	
計 ⑮ G18 65,767,500		E18		E19		E20		E21	
差引税額 (⑮+⑫-⑬)又は(⑮+⑫-⑬) (赤字のときは0) ⑯ G19 64,737,500		E19		E20		E21		E22	
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑥) ⑰ G20 00		E20		E21		E22		E23	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2①) ⑱ G21		E21		E22		E23		E24	
小計 (⑯-⑱-⑰) (黒字のときは100円未満切捨て) ⑲ G22 64,737,400		E22		E23		E24		E25	
納税猶予税額 (第8の8表2②) ⑳ G23 00		E23		E24		E25		E26	
申告納税額 (⑲-㉑) ㉒ G24 64,737,400		E24		E25		E26		E27	
申告期限までに納付すべき税額 (⑲) ㉓ G25 64,737,400		E25		E26		E27		E28	
還付される税額 (⑲) ㉔ G26 00		E26		E27		E28		E29	
この申告書の申告額 (⑲) ㉕ G27 64,737,400		E27		E28		E29		E30	
この申告書の修正額 (⑲) ㉖ G28 00		E28		E29		E30		E31	
この申告書の修正額 (⑲) ㉗ G29 00		E29		E30		E31		E32	
この申告書の修正額 (⑲) ㉘ G30 00		E30		E31		E32		E33	

この申告書が修正申告である場合の異動の内容等 E09	電話番号 (税理士) R02	税理士法書提出 30条 G62	33条の2 G63	※通信目付印の年月日 F12	※確認 K22
----------------------------	----------------	-----------------	-----------	----------------	---------

(注) 1 この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合)、その人の分は申告書とは取り扱いません。  
2 ⑯欄の金額が赤字となる場合は、⑯欄の頭に△を付けてください。なお、この場合では、「相続税の申告のしかた」を参照してください。  
3 税理士の方が、税理士法第30条、第33条の2に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する欄に「1」と記入してください。

(⑯欄の金額-⑰欄の金額)が黒字の場合で、(⑯欄の金額-⑱欄の金額-⑲欄の金額)が赤字のときは、⑲欄の小計は「0」となります。  
なお、(⑯欄の金額-⑱欄の金額)が「0」の場合又は赤字の場合には、⑲欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

税理士の方が、税理士法第30条(税務代理の権限の明示)、第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する欄に「1」の記入をお願いします。

この申告書が修正申告書である場合は、その金額や異動の内容等を記載してください。  
(注) 異動の内容等が書ききれない場合は、適宜の方法により記載して差し支えありません。

この申告書で共同して提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、この欄に「1」と記入してください(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

申告される方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。

様式ID NTAOKSE011010030



# 相続税の申告書 第1表 (続)

修正申告の場合、右欄に「1」と記入します。 G01

※申告期限延長日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		参考記載の場合「1」と記入(注1)		E01		E02		E03		E04		E05		E06		E07	
氏名				コクセイ イチロウ		国税 一郎		タクシキョウ サチコ		税務 幸子							
個人番号又は法人番号		G02		××××○○○○△△△△		××××○○○○××××											
生年月日・年齢		N01		元号 年 月 日 年齢		3 60 3 24 41		元号 年 月 日 年齢		3 62 2 14 39							
郵便番号		P01		344 - ××××		P02		272 - ××××									
住所		E03		埼玉県春日部市○○○3丁目5番16号		E07		千葉県市川市○○○6丁目3番1号									
電話番号		T01		××× - ××× - ××××		T02		××× - ××× - ××××									
被相続人との続柄		職業		G04		G05		G06		G07		G08		G09		G10	
取得原因(該当する欄に「1」と記入)		相続		1		遺贈		1		相続		1		遺贈		1	
財産を取得した人の計算(円)		G39		129,067,118		G40		24,626,035		G41		24,056,340		G42		129,636,813	
取得財産の価額(第11表2③)		①		129,067,118		②		24,626,035		③		24,056,340		④		129,636,813	
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)		②		24,626,035		③		24,056,340		④		129,636,813		⑤		112,678,683	
債務及び葬式費用の金額(第13表3②)		③		24,056,340		④		129,636,813		⑤		112,678,683		⑥		2,000,000	
純資産価額(①-②-③)(赤字のときは0)		④		129,636,813		⑤		112,678,683		⑥		2,000,000		⑦		114,678,000	
純資産価額に加算される贈与課税分の贈与財産価額(第14表1④)		⑤		129,636,813		⑥		114,678,000		⑦		114,678,000		⑧		114,678,000	
課税価格の計算		⑥		129,636,813		⑦		114,678,000		⑧		114,678,000		⑨		114,678,000	
各人の算出税額の計算		⑨		111,169		⑩		96,627		⑪		186,627		⑫		29,829,523	
各人の納付・還付税額の計算		⑫		33,820,100		⑬		29,829,500		⑭		29,829,500		⑮		29,829,500	
この申告書の修正申告である場合		⑯		33,820,100		⑰		29,829,500		⑱		29,829,500		⑲		29,829,500	
この申告書の修正申告である場合		⑲		33,820,100		⑳		29,829,500		㉑		29,829,500		㉒		29,829,500	
この申告書の修正申告である場合		㉓		33,820,100		㉔		29,829,500		㉕		29,829,500		㉖		29,829,500	
この申告書の修正申告である場合		㉗		33,820,100		㉘		29,829,500		㉙		29,829,500		㉚		29,829,500	

続柄コードは次ページを参照してください。

取得原因は、該当する項目に「1」と記入してください。

農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑬)で計算します。

あん分割合については、次ページを参照してください。

この申告が修正申告である場合で、㉗欄が黒字のときは、100円未満を切り捨ててください。

※確認 G72

※確認 G73

⑩欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表の1の⑩)がある場合の㉒欄の金額は、⑩欄の金額によらず、次の算式により計算します。  
(算式)

⑩欄の金額 - 左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額  
(注) 上記の算式で計算する場合の⑩欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑩欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の1の⑩欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(㉒欄の金額)は、2,000千円 - 500千円 = 1,500千円となります。

(令和6年1月分以降適用)(R6.7)  
還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(40ページ)を作成します。

《元号コード》

生年月日欄などにおける「元号」欄は、右の表から選択したコードを記入してください。

なお、元号コードは、第1表、第1表（続）、第4表の2、第7表、第8表、第9表、第10表、第11表、第11の2表、第13表、第14表の各年月日の元号欄に記入します。

コード	元号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

《続柄コード》

第1表・第1表（続）・第2表の「続柄」欄には、以下のコードを記入してください。

コード	続柄
01	配偶者
11	長男
12	二男
13	三男
14	四男
15	五男
16	六男
17	七男
18	八男
19	九男

コード	続柄
21	長女
22	二女
23	三女
24	四女
25	五女
26	六女
27	七女
28	八女
29	九女
90	養子

コード	続柄
30	孫
41	父
42	母
51	祖父
52	祖母
61	兄
62	弟
63	姉
64	妹
10	子
99	その他

第1表・第1表（続）⑧欄「あん分割合」について

あん分割合の記入は、小数点以下10位までを限度として記入してください。

また、小数点以下2位未満の端数については、財産を取得した人全員が選択した方法により、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

（調整例）

財産を取得した人	(各人の合計)	甲	乙	丙
課税価格	490,242,000	254,286,000	122,456,000	113,500,000
調整前のあん分割合	1.00	0.5186949...	0.2497868...	0.2315183...

▽

調整後のあん分割合	1.00	0.52	0.25	0.23
-----------	------	------	------	------

※ 調整した数値を、第1表又は第1表（続）の⑧欄に記入します。

この申告書で共同して提出しない人である場合（参考として記載している場合）はこの欄に「1」と記入してください（その人の分は申告書とは取り扱いません。）。  
 （注）共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

共同して申告書を提出される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

様式ID NTA0VNB005010010



## 相続税の申告書 第1表の付表1

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

		被相続人				
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合						
<b>1 死亡した者の住所・氏名等</b>						
住所		フリガナ		氏名		
				相続開始年月日		
				年 月 日		
<b>2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額</b>		納付すべき税額（円） <small>（相続税の申告書第1表の②又は③の金額）</small>		..... A		
		還付される税額（円） <small>（相続税の申告書第1表の④又は⑤の金額）</small>		△		
<b>3 相続人等の代表者の指定</b> （相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名		
<b>4 限定承認の有無</b> <small>（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）</small>					限定承認	
<b>5 相続人等に関する事項</b>	(1) 郵便番号		—		—	
	(2) 住所					
	(3) フリガナ					
	(4) 氏名 <small>（参考として記載している場合は、氏名の隣の欄に「1」と記入してください。）</small>		↓	↓	↓	
	(5) 個人番号又は法人番号					
	(6) 職業及び被相続人との続柄		職業	続柄	職業	続柄
	(7) 生年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	(8) 電話番号		— —	— —	— —	— —
	(9) 承継割合..... B		法定 指定	—	法定 指定	—
	(10) 相続又は遺贈により取得した財産の価額（円）					
	(11) 各人の(10)の合計（円）					
(12) (10)の(11)に対する割合 $\left(\frac{(10)}{(11)}\right)$		—				
<b>6 税額</b>	A × B	納付すべき税額（円） <small>（各人の100円未満切捨て）</small>		00	00	
		還付される税額（円）		△	△	

（令和5年1月分以降用）（R8.7）

この明細書（第1表の付表1）については、共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください（「個人番号又は法人番号」欄を除きます。）。

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、  
 還付される税額の受取場所を記入します。  
 このページでは、事例とは別に、この表の記載例を掲載します。

様式ID NTAOKSE013010020



## 相続税の申告書 第1表の付表2

還付される税額の受取場所

被相続人 E01

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「②欄」若しくは「⑦欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。  
 なお、還付される税金の受取りに当たって、  
 ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
 ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を記入してください。  
 ※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ	E02	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本店区分
氏名		記載例①：銀行等の口座への振込みを希望する場合			
		記載例②：ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合			
氏名		記載例③：ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合			
		記号番号 (7～13桁)	E08	-	E09

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合							
フリガナ	E11	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本店区分				
氏名		記載例①							
		預金種類	G06	1	1：普通 3：納税準備	2：当座 9：その他※	※その他	E15	口座番号
氏名		預金種類について、「9：その他※」を選択した場合には、「※その他」欄に、その詳細を記載してください。							
		の				7桁以内で記入してください。			

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ	E20	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本店区分						
氏名		記載例②									
		記号部分 (5桁)	G09	3	1：銀行 2：金庫 3：組合 4：農協 5：漁協	2：当座 9：その他※	※その他	E24	番号	E25	G08
氏名		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合									
		郵便局等の窓口での受取りの場合									
氏名		記号番号 (7～13桁)	E26	1XXX0	-	E27	XXXXXX1	郵便局名等	E28		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ	E29	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本店区分						
氏名		記載例③									
		預金種類	G12	1	1：普通 3：納税準備	2：当座 9：その他※	※その他	E33	口座番号	E34	又は ○○郵便局
氏名		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合									
		郵便局等の窓口での受取りの場合									
氏名		記号番号 (7～13桁)	E35	-	E36	郵便局名等	E37	ゆうちょ銀行□□支店			

(令和5年1月分以降用) (R8.7)

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。



# 相続税の申告書 第2表

相続税の総額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。  
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額(円)		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額(円)	
		④の法定相続人の数(人) (単位:万円)			
① (第1表④)	G01 498,600,000	3,000万円+(600万円×④) = G04 4,800		③ (①-②)	G05 450,600,000
② (第3表④)	G02 ,000	⑤の人数及び⑥の金額を第1表⑥へ転記します。		③ (①-②)	G06 ,000
④法定相続人((注)1参照)		⑤左の法定相続人に応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算(円)	
氏名		被相続人との続柄		⑥法定相続分に応ずる取得金額(③×⑤)(1,000円未満切捨て)	
				⑦相続税の総額の基となる税額(下の「速算表」で計算します。)	
				⑧法定相続分に応ずる取得金額(③×⑤)(1,000円未満切捨て)	
				⑨相続税の総額の基となる税額(下の「速算表」で計算します。)	
E02	国税 花子	G07 01	G08 1 G09 2	G10 225,300,000	G11 74,385,000
E03	国税 一郎	G12 11	G13 1 G14 4	G15 112,650,000	G16 28,060,000
E04	税務 幸子	G17 21	G18 1 G19 4	G20 112,650,000	G21 28,060,000
E05		G22	G23	G24	G25
E06		G27	G28	G29	G30
E07		G32	G33	G34	G35
法定相続人の数(人)		④ A 3	合計 1	⑧相続税の総額(⑦の合計額)(円)(100円未満切捨て) G50 130,505,000	
				⑨相続税の総額(⑧の合計額)(円)(100円未満切捨て) G51 00	

(注) 1 被相続人との続柄はコード表を参照してください。なお、④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。  
 2 ③欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑧欄へ転記するとともに、⑨欄の金額を第3表⑨欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。  
 ⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額      ⑧欄の金額×税率-控除額=⑨欄の税額  
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について  
 相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに関連して納付しなければならない義務があります。

(令和5年1月分以降用) (R8.7)

○ 被相続人に養子があるとき

被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、右の記載例のように記入します。

なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数④」欄の人数は4人となります。

④法定相続人((注)1参照)		⑤左の法定相続人に応じた法定相続分	
氏名	被相続人との続柄		
山田花子(妻)	01	1/2	
山田太郎(長男)	11	1/6	
山田桜子(長女)	21	1/6	
山田一郎(養子)	90	1/6	
山田二郎(養子)	90	1/6	
法定相続人の数(人)	④ A 4	合計	1

この表は、財産を取得した人のうちに農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける者（農業相続人）がいる場合に記入します。

様式ID NTAOKSE030010010



農業相続人の氏名を必ず記入してください。

## 相続税の申告書 第3表

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額の計算書

		被相続人		E01				
私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。		相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名及び年齢						
		氏名		年齢(歳)		氏名		
		E02	G01	E03	G02	E04	G03	
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。								
課税価格の計算		財産を取得した人の氏名		(各人の合計)		E05	E06	E07
		取得財産の価額(円)	農業相続人(第12表⑤)	①	G04	農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。		G28
	その他の人(第1表①+第1表②)	②	G05	G29	G39			
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)	③	G06	G30	G40			
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)	④	G07	G21	G31	G41		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)	⑤	G08	G22	G32	G42		
	課税価格(円)((④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	G09	G23	G33	G43	G00	
	相続税の総額(円)(第2表⑪)	⑦	G10	00				
各人の算出税額の計算	あん分割合(各人の⑥/④)	⑧	1.00		C01	C02	C03	
	算出税額(円)((⑦×各人の⑧)	⑨	G11	G24	G34	G44		
	相続税の総額の差額	⑩	G12	00		(第1表の⑦の金額) - (この表の⑦の金額)		
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)	⑪	B	G13	G25	G35	G45	
	各人へのあん分額(⑩×各人の⑪÷⑧)	⑫	G14	G26	G36	G46		
	各人の算出税額(円)((⑨+⑫)	⑬	G15	G27	G37	G47		
財産を取得した人の氏名								
課税価格の計算		農業相続人(第12表⑤)		①	G48	G58	G68	G78
		その他の人(第1表①+第1表②)		②	G49	G59	G69	G79
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)	③	G50	G60	G70	G80		
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)	④	G51	G61	G71	G81		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)	⑤	G52	G62	G72	G82		
	課税価格(円)((④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	G53	G63	G73	G83	G00	
	相続税の総額(円)(第2表⑪)	⑦	00					
各人の算出税額の計算	あん分割合(各人の⑥/④)	⑧	C04	C05	C06	C07		
	算出税額(円)((⑦×各人の⑧)	⑨	G54	G64	G74	G84		
	相続税の総額の差額	⑩	00					
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)	⑪	G55	G65	G75	G85		
	各人へのあん分額(⑩×各人の⑪÷⑧)	⑫	G56	G66	G76	G86		
	各人の算出税額(円)((⑨+⑫)	⑬	G57	G67	G77	G87		

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。  
 2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑬」欄に転記します。  
 この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑤」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

(平成26年分以降用) (R8.7)

あん分割合については、38ページを参照してください。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

様式ID NTA0KSE040010040



## 相続税の申告書 第4表

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 E01

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名	E02	E03	E04	E05
各人の税額控除前の相続税額(円) (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	① G01	G08	G15	G22
相消被相続人等 の精算課税に 係る相続時 精算課税に 係る贈与の 価額の合計 額(円)	② G02	G09	G16	G23
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額(円) (第1表①+第1表②+第1表⑤)	③ G03	G10	G17	G24
加算の対象とならない相続税額(円) (①×②÷③)	④ G04	G11	G18	G25
管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額(円) (第4表の付表A)	⑤ G06	G13	G20	G27
相続税額の加算金額(円) (①×0.2) ただし、上記④又は⑤の金額がある場合には、(①-④-⑤)×0.2)となります。	⑥ G07	G14	G21	G28

(注) 1 相続時精算課税適用者である係が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

2 ②欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額の合計額を記入します。

- (1) 令和5年12月31日以前に被相続人からの贈与により取得した財産の場合  
被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額
- (2) 令和6年1月1日以後に被相続人からの贈与により取得した財産の場合  
被相続人から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から} \\ \text{相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{その期間内の被相続人に係る各年分の贈与税} \\ \text{の相続時精算課税に係る基礎控除額(※)} \end{array} \right]$$

※ 同一年中に被相続人の一親等の血族であった期間と一親等の血族に該当しない期間のいずれの期間内にもその被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた年分については、次の算式により算出した金額となります。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年分において被相続人から} \\ \text{の贈与により取得した財産の価} \\ \text{額から控除した相続時精算課税} \\ \text{に係る基礎控除額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その年分の被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続} \\ \text{人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \\ \text{その年分の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得} \\ \text{した財産の価額} \end{array} \right]$$

3 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)



元号コード（38ページ参照）と  
年分は必ず記載してください。

## 相続税の申告書 第4表の2

### 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

		被相続人		E01		国税 太郎		
この表は、第14表の「1 純資産価額」に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。								
控除を受ける人の氏名		E02	税務 幸子	E04		E06		
贈与税の申告書の提出先		E03	署	E05	署	E07	署	
相続開始の年の前年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合							
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)	①	G01		G09		G17	
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)	②	G02		G10		G18	
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	③	G03	←	G11		G19	
	控除を受ける贈与税額(円) (特例贈与財産分) (③×②÷①)	④	G04		G12		G20	
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合								
元号	年	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)						
L01	5	7	⑤	G05		G13	G21	
分	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)							
	⑥	G06		G14		G22		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	⑦	G07	←	G15		G23	
控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)		⑧	G08		G16		G24	
贈与税の申告書の提出先		E08	署	E09	署	E10	署	
相続開始の年の前々々年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合							
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)	⑨	G25		G33		G41	
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑩	G26		G34		G42	
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	⑪	G27	←	G35		G43	
	控除を受ける贈与税額(円) (特例贈与財産分) (⑪×⑩÷⑨)	⑫	G28		G36		G44	
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合								
元号	年	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)						
L02	5	6	⑬	G29		G37	G45	
分	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)							
	⑭	G30		G38		G46		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	⑮	G31	←	G39		G47	
控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)		⑯	G32		G40		G48	
贈与税の申告書の提出先		E11	市川 署	E12	署	E13	署	
相続開始の年の前々々々年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合							
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)	⑰	G49	2,000,000	G57		G65	
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑱	G50	2,000,000	G58		G66	
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	⑲	G51	90,000	G59	←	G67	
	控除を受ける贈与税額(円) (特例贈与財産分) (⑲×⑱÷⑰)	⑳	G52	90,000	G60		G68	
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合								
元号	年	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)						
L03	5	5	㉑	G53		G61	G69	
分	⑳のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)							
	㉒	G54		G62		G70		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)	㉓	G55	←	G63		G71	
控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)		㉔	G56		G64		G72	
暦年課税分の贈与税額控除額合計(円) (④+⑧+⑫+⑯+㉔)		㉕	G73	90,000	G74		G75	

(注) 各人の⑳欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額㉕」欄に転記します。

(平成31年1月分以降適用) (R8.7)

特定贈与財産（4ページ参照）に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額（利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。）を記入します。  
なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2の記載要領等をご確認ください。



# 相続税の申告書 第5表

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(円)	(第1表の④の金額)	[配偶者の法定相続分]		⇒ ⑦ ※ 249,300,000
	601 498,600,000	602 1	603 2	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格(円)	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額(1,000円未満切捨て)※)
	606 256,646,350	607 3,359,600	608	609 3,359,600	610 1,000,000

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

⑦ 相続税の総額(円) (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額(円)	⑨ 課税価格の合計額(円) (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額(円) (⑦×⑧÷⑨)
612 130,505,000	613 249,300,000	614 498,600,000	615 65,252,500

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者の税額軽減の限度額(円)	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額)	(第1表の配偶者の⑫の金額)	⇒ ⑪ 66,557,550
616	617 66,557,550	618 0	619 66,557,550

配偶者の税額軽減額(円)	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⇒ ⑫ 65,252,500
620	621 65,252,500	622 65,252,500

(注) ⑬の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(円)	(第3表の④の金額)	[配偶者の法定相続分]		⇒ ⑭ ※
	626	627	628	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				

租税特別措置法第70条の2の7の規定などの適用により、配偶者の第11表の2表の1の⑧欄の金額がある場合には、分割財産の価額(第11表の2の配偶者の①の金額)に加算して①欄又は⑩欄に記入します。

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格(円)	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪-⑫+⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額(1,000円未満切捨て)※)
	629	630	631	632	633

⑰ 相続税の総額(円) (第3表の⑦の金額)	⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額(円)	⑲ 課税価格の合計額(円) (第3表の④の金額)	⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額(円) (⑰×⑱÷⑲)
634	635	636	637

配偶者の税額軽減の限度額(円)	(第1表の配偶者の⑩の金額)	(第1表の配偶者の⑫の金額)	⇒ ㉑ 65,252,500
638	639	640	641 65,252,500

配偶者の税額軽減額(円)	(⑱の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⇒ ㉒ 65,252,500
642	643 65,252,500	644 65,252,500

(注) ㉓の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉓」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(⑬記載又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑧、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑮、⑯及び⑰の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。



相続税の申告書 第6表  
未成年者控除額・障害者控除額の計算書

被相続人	E01
------	-----

**1 未成年者控除** (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	E02	E03	E04	計
年齢 (1年未満切捨て)	① G01	歳 G02	歳 G03	歳
未成年者控除額(円)	② 10万円×(18歳-G04) 歳	10万円×(18歳-G05) 歳	10万円×(18歳-G06) 歳	G10
	= G07	0,000 = G08	0,000 = G09	0,000
未成年者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)又は (⑩+⑪-⑫-⑬)の 相続税額(円)	③ G11	G12	G13	G14
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。				
控除しきれない金額 (円) (②-③)	④ G15	G16	G17	計 ④ G18
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。				
扶養義務者の氏名	E05	E06	E07	計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)又は (⑩+⑪-⑫-⑬)の 相続税額(円)	⑤ G19	G20	G21	G22
未成年者控除額(円)	⑥ G23	G24	G25	G26
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。				

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、「0,000」を二重線で抹消し、今回受けることができる金額を②欄に記入してください。

**2 障害者控除** (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

	一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名	E08	E09	E10		
年齢 (1年未満切捨て)	① G27	歳 G28	歳 G29	歳	
障害者控除額(円)	② 10万円×(85歳-G30) 歳	10万円×(85歳-G31) 歳	20万円×(85歳-G32) 歳	G36	
	- G33	0,000 - G34	0,000 - G35	0,000	
障害者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額(円)	③ G37	G38	G39	G40	
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 (円) (②-③)	④ G41	G42	G43	計 ④ G44	
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名	E11	E12	E13	計	
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額(円)	⑤ G45	G46	G47	G48	
障害者控除額(円)	⑥ G49	G50	G51	G52	
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。					

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、「0,000」を二重線で抹消し、今回受けることができる金額を②欄に記入してください。



相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

# 相続税の申告書 第7表

## 相次相続控除額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算											
前の相続に係る被相続人の氏名				前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄				前の相続に係る相続税の申告書の提出先			
E02 国税 太助				E03 国税太郎の父				E04 春日部 署			
① 前の相続の年月日				② 今回の相続の年月日				③ 前の相続から今回の相続までの期間 (1年未満切捨て)		④ 10年-③の年数	
元号	年	月	日	元号	年	月	日	G01	年	G02	年
N01	4	29	3	10	N02	5	8	5	10	9	1
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産 価額(円)(相続時精算課税適用財産の価額 を含みます。)				⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額(円)				⑦ (⑤-⑥)の金額(円)		⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る 贈与によって財産を取得した全ての人の純資 産価額の合計額(円)(第1表の④の合計金 額)	
G03 19,411,546				G04 4,250,000				G05 15,161,546		G06 495,602,246	
(⑥の相続税額(円))				(③の金額(円))				(④の年数)		相次相続控除額の総額(円)	
G07 4,250,000				G08 495,602,246				G10 1 年		G11 425,000	
(⑦の金額(円))				(⑧の金額(円))				G09 15,161,546		10 年	

### 2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額 (円)	⑪ 各相続人の純資産価額(円) (第1表の各人の④の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 1表の④の各人の合計)	⑬ 各人の⑬の割合 ⑭	⑮ 各人の相次相続控除額(円) (⑩×各人の⑬の割合)
E05 国税 花子	G12 425,000	G13 253,286,750	G14 495,602,246	C01 0.5110686080	G15 217,204
E06 国税 一郎		G16 129,636,813		C02 0.2615743049	G17 111,169
E07 税務 幸子		G18 112,678,683		C03 0.2273570871	G19 96,627
E08		G20		C04	G21
E09		G22		C05	G23

### (2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額 (円)	⑮ 各相続人の純資産価額(円) (第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑰の割合 ⑱	⑲ 各人の相次相続控除額(円) (⑩×各人の⑰の割合)
E10	G24	G25	G26	C06	G27
E11		G28		C07	G29
E12		G30		C08	G31
E13		G32		C09	G33
E14		G34		C10	G35

(注) 1 ⑥欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与により取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。  
 2 ⑧欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。  
 3 各人の⑬又は⑱欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額⑮」欄に転記します。  
 (令和6年1月分以降適用) (R8.7)



相続税の申告書 第8表  
外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

		被相続人		E01									
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)													
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税					③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(円) (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額(円)	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥(円)	⑧ 控除額(円) (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)		
	国名及び税の名称	① 納期限										② 税額	
		元号	年	月	日								
E02	E03	N01				J01	通貨単位	C01	G01	G02	C02	G03	G04
E04	E05	N02				J02	通貨単位	C03	G05	G06	C04	G07	G08
E06	E07	N03				J03	通貨単位	C05	G09	G10	C06	G11	G12
E08	E09	N04				J04	通貨単位	C07	G13	G14	C08	G15	G16
E10	E11	N05				J05	通貨単位	C09	G17	G18	C10	G19	G20
(注) 1 ⑤欄は、在外財産(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産を含みます。)の価額からその財産についての債務の金額を控除した金額を記入します。 なお、在外財産が令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産である場合その在外財産の価額は、その贈与を受けた年と同一年中に被相続人である特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額により算出します。 3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。													
2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)													
農業相続人の氏名		E12		E13		E14							
納税猶予の基となる税額(円) (第3表の各農業相続人の⑫の金額)		①	G21	G28		G35							
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}{\text{①}}$ )		②	G22	G29		G36							
納税の猶予税額控除の計算	税額控除額の計(円) (第1表の各農業相続人の(⑧+⑨)の金額)	③	G23	G30		G37							
	第3表⑨の各農業相続人の算出税額(円)	④	G24	G31		G38							
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{④}}{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}$ )	⑤	G25	G32		G39							
	(③- (④+⑤)) の金額(円) (赤字のときは0)	⑥	G26	G33		G40							
農地等納税猶予税額(円) (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)		⑦	G27	G34		G41							
(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑩欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。 2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りません。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。													

この内訳書は、1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受ける人がいる場合に作成します（相続税の納税猶予等の適用を受ける場合に作成する申告書については、32ページをご確認ください）。この内訳書で計算した合計欄の金額を第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」及び「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

様式ID N1AOKSE088010010



## 相続税の申告書 第8の8表

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受けない人は記入を要しません。

		被相続人	E01		国税 太郎	
<b>1 税額控除額</b> (単位：円)						
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。						
		E02 (氏名)		E03 (氏名)		
		国税 花子		国税 一郎		
未成年者控除額 (第6表1⑫、⑬又は⑭)	① G01			E06		
障害者控除額 (第6表2⑫、⑬又は⑭)	② G02			E07		
相次相続控除額 (第7表⑮又は⑯)	③ G03	217,204		E08 111,169		
外国税額控除額 (第8表1⑰)	④ G04			E09		
合計 (①+②+③+④)	⑤ G05	217,204		E10 111,169		
(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。						
<b>2 納税猶予税額</b> (単位：円)						
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。						
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項） (2) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） (3) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） (4) 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項） (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項） (6) 特定美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項） (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）						
		E04 (氏名)		E05 (氏名)		
農地等納税猶予税額 (第8表2⑰)	① G11			E19		
株式会社等納税猶予税額 (第8の2表2A)	② G12			E20		
特例株式会社等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③ G13			E21		
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑱)	④ G14			E22		
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤ G15			E23		
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥ G16			E24		
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦ G17			E25		
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ G18			E26		
(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。 2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。						

(令和5年1月分以降用) (R8.7)



相続税の申告書 第8の8表  
税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

被相続人 E01 国税 太郎

1 税額控除額 (単位：円)	
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。	
	(氏名)
	E02 税務 幸子 E03
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	① G01 006
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	② G02 007
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③ G03 96,627 008
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④ G04 009
合計 (①+②+③+④)	⑤ G05 96,627 010

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

2 納税猶予税額 (単位：円)	
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。	
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項) (2) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項) (3) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項) (4) 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項) (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項) (6) 特定美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項) (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)	
	(氏名)
	E04
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	① G11 019
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	② G12 020
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③ G13 021
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④ G14 022
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤ G15 023
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥ G16 024
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦ G17 025
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ G18 026

(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除 (租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

(令和5年1月分以降適用) (R8.7)



# 相続税の申告書 第9表

生命保険金などの明細書

被相続人 E01 国税 太郎

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

E02	千代田区 〇〇2丁目×番	E03	〇〇生命保険(相)	受取年月日				G01	29,629,483	E04	国税 一郎	
				元号	年	月	日					
				N01	5	8	7	3				
E05	千代田区 〇〇2丁目×番	E06	〇〇生命保険(相)	N02	5	8	7	3	G02	5,000,000	E07	国税 一郎
E08	千代田区 〇〇1丁目×番	E09	××生命保険(相)	N03	5	8	7	10	G03	10,000,000	E10	国税 一郎
E11	中央区 〇〇2丁目×番	E12	△△生命保険(相)	N04	5	8	8	3	G04	20,000,000	E13	税務 幸子
E14	中央区 〇〇1丁目×番	E15	株〇〇生命保険	N05	5	8	9	4	G05	10,768,125	E16	税務 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。  
 3 相続時特算課税適用財産は含まれません。

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額 (円)	[第2表の④の法定相続人の数] (500万円× G06 <b>3</b> 人により計算した金額を右の⑤に記入します。)	⑤ G07	15,000,000
-------------------	----------------------------------------------------------------	-------	------------

保険金などを 受け取った相続人の氏名	① 受け取った保険金などの金額(円)	② 非課税金額(円) (A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$ )	③ 課税金額(円) (①-②)
E17 国税 一郎	G08 44,629,483	G09 8,878,826	G10 35,750,657
E18 税務 幸子	G11 30,768,125	G12 6,121,174	G13 24,646,951
E19	G14	G15	G16
E20	G17	G18	G19
E21	G20	G21	G22
合計	⑥ G23 75,397,608	G24 15,000,000	G25 60,397,608

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。



相続税の申告書 第10表

退職手当金などの明細書

被相続人 E01 国税 太郎

**1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など**  
 この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日				退職手当金などの名称	受取金額(円)	受取人の氏名	
E02	E03	元号	年	月	日	E04	G01	E05	
		文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	N01	5				8
E06	E07	元号	年	月	日	E08	G02	E09	
		文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	N02	5				8
E10	E11	元号	年	月	日	E12	G03	E13	
E14	E15	元号	年	月	日	E16	G04	E17	
E18	E19	元号	年	月	日	E20	G05	E21	

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
 2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

**2 課税される金額の計算**  
 この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額(円)	[第2表のAの法定相続人の数] (500万円 × G06 <input type="text" value="3"/> 人により計算した金額を右のAに記入します。)		A G07	15,000,000
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額(円)	② 非課税金額(円)(A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$ )	③ 課税金額(円) (① - ②)	
E22 国税 花子	G08 45,000,000	G09 15,000,000	G10	30,000,000
E23	G11	G12	G13	
E24	G14	G15	G16	
E25	G17	G18	G19	
E26	G20	G21	G22	
合計	B G23 45,000,000	G24 15,000,000	G25	30,000,000

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の分割状況に応じて、該当する番号を記入してください。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

## 相続税の申告書 第11表

相続税がかかる財産の合計表  
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

様式ID NTAOKSE160010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。  
 なお、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。）の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。  
 (注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

### 1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況	分割の日	全部分割				一部分割			
		元号	年	月	日	元号	年	月	日
1:全部分割 2:一部分割 3:全部未分割	G01 1	N01 5	8	8	16	N02			

#### 財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名		項番	財産を取得した人の氏名	
G02 1	E02	国税 花子	G03	E03	
G04 2	E04	国税 一郎	G05	E05	
G06 3	E06	税務 幸子	G07	E07	
G08	E08		G09	E09	
G10	E10		G11	E11	

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。  
 2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

### 2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額 (円)	② 未分割財産の価額 (円)	③ 取得財産の価額 (円) (①+②)
G12 1	G13 256,646,350	G14 0	G15 256,646,350
G16 2	G17 129,067,118	G18 0	G19 129,067,118
G20 3	G21 112,678,683	G22 0	G23 112,678,683
G24	G25	G26	G27
G28	G29	G30	G31
G32	G33	G34	G35
G36	G37	G38	G39
G40	G41	G42	G43
G44	G45	G46	G47
G48	G49	G50	G51

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。  
 2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。  
 3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとして計算される金額を記入します。  
 4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

(令和6年1月分公算額用) (第11表)

「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。

第11表の付表1～4（54～61ページ）の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。

第11表の付表1～4（54～61ページ）の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとして計算される金額を記入します。

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

「持分割合」欄は、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独で所有していた財産については、この欄の記入は必要ありません。）。

相続税の申告書 第11表の付表1  
相続税がかかる財産の明細書  
(土地・家屋等用)

様式ID	NTA0KSE161010010
被相続人の氏名	E01 国税 太郎



この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

財産		の明細										分割が確定した財産	
項番	細目コード	細目	所在場所	面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍数		取得した人の番号	取得財産の価額 (円)	持分割合		取得財産の価額 (円)		
					固定資産税評価額 (円)	持分割合			持分割合	持分割合			
利用区分	国外	特例	備考	上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号	価額 (円)		取得した人の番号	取得財産の価額 (円)	持分割合	持分割合	取得財産の価額 (円)		
G01 1	G02 13 E02	宅地	E06 埼玉県 E07 春日部市	C01 165.00	C02		G08 1	G09 6,435,000					
	E03 自用地 (居住用)	G03	E08 〇〇〇三丁目	G04	G05	/ G06	G10 2	G11 6,435,000					
	E04 1	E05	E09 5番16	G07 12,870,000			G12	G13					
G14 2	G15 13 E10	宅地	E14 埼玉県 E15 春日部市	C03 150.00	C04		G21 1	G22 30,810,000					
	E11 貸家建付地	G16	E16 〇〇〇三丁目	G17	G18	/ G19	G23	G24					
	E12 1	E13	E17 5番17	G20 30,810,000			G25	G26					
G27 3	G28 13 E18	宅地	E22 東京都 E23 文京区	C05 150.00	C06 236,340		G34 1	G35 35,451,000					
	E19 貸家建付地	G29	E24 〇〇一丁目	G30	G31	/ G32	G36	G37					
	E20	E21	E25 3番5	G33 35,451,000			G38	G39					
G40 4	G41 13 E26	宅地	E30 埼玉県 E31 春日部市	C07 150.00	C08 280,000		G47 1	G48 28,000,000					
	E27 自用地 (未利用地)	G42	E32 〇〇〇二丁目	G43	G44	/ G45	G49 3	G50 14,000,000					
	E28	E29	E33 3番4	G46 42,000,000			G51	G52					
G53 5	G54 13 E34	宅地	E38 埼玉県 E39 春日部市	C09 1,125.00	C10 285,360		G60 3	G61 10,272,960					
	E35 貸家建付地	G55	E40 〇〇一丁目	G56	G57	/ G58	G62	G63					
	E36	E37 6,144/192,000	E41 1番	G59 10,272,960			G64	G65					
G66 6	G67 14 E42	山林	E46 〇〇県 E47 〇〇郡〇〇町	C11 30,000	C12 15		G73 2	G74 3,617,100					
	E43 普通山林	G68	E48 〇〇	G69 241,140	G70	/ G71	G75	G76					
	E44	E45	E49 13番2	G72 3,617,100			G77	G78					
G79 7	G80 21 E50	家屋等	E54 埼玉県 E55 春日部市	C13 120.00	C14 1.0		G86 1	G87 3,874,960					
	E51 自家用屋 (鉄2・居宅)	G81	E56 〇〇〇三丁目	G82 3,874,960	G83	/ G84	G88	G89					
	E52	E53	E57 5番16	G85 3,874,960			G90	G91					
G92 8	G93 21 E58	家屋等	E62 埼玉県 E63 春日部市	C15 93.00	C16 0.7		G99 1	G100 2,372,489					
	E59 貸家 (鉄2・店舗)	G94	E64 〇〇〇三丁目	G95 3,389,270	G96	/ G97	G101	G102					
	E60	E61	E65 5番17	G98 2,372,489			G103	G104					

「特例」欄は、取得した財産について、次ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

取得した財産が区分所有財産である場合は、「備考」欄にその区分所有財産に係る敷地利用権（敷地権）の割合を記入してください。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

「財産を取得した人の番号」欄は、財産を取得した人に対応する第11表（53ページ参照）の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表1  
相続税がかかる財産の明細書  
(土地・家屋等用)

様式ID NTAOKSE161010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産					
項番	細目コード		細目	E06	所在場所			面積 (㎡)		単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額 (円)		
	利用区分				上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号			固定資産税評価額 (円)	持分割合						
	特例		備考		価額 (円)										
G01 9	G02	21	E02 家屋等	E06	東京都	E07	文京区	C01	184.50	C02	0.7	G08	1	G09	5,983,601
	E03		E03 貸家 (鉄コ3・店舗)	E08	〇〇一丁目			G04	8,548,002	G05	/	G06		G10	G11
	E04		E05	E09	3番5			G07	5,983,601		G12		G13		
G14 10	G15	21	E10 家屋等	E14	埼玉県	E15	春日部市	C03	72.50	C04	0.9744	G21	3	G22	10,328,640
	E11		E11 貸家 (鉄コ10・居宅)	E16	〇〇一丁目			G17	10,600,000	G18	/	G19			
	E12		E13	E17	1番の101			G20	10,328,640						

「居住用の区分所有財産」(15ページ参照)については、区分所有補正率を掛けた値を記入してください。

《取得した財産の細目等の記載要領》

種類	細 目	細 目 コ ー ド	利 用 区 分
土地	田	11	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	12	
	宅 地	13	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 <sup>(注1)</sup> （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別
	山 林	14	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	15	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋 等		21	家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 <sup>(注2)</sup> などの家屋の上に存する権利についてはその名称

(注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の③欄のほか、⑦欄へも転記してください。

2 「配偶者居住権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の⑩欄のほか、⑪欄へも転記してください。

《特例番号表》

番 号	特 例
1	租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
3	租税特別措置法第69条の6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）
5	租税特別措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
6	租税特別措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
7	租税特別措置法第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
8	租税特別措置法第70条の7の7（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。  
 なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入は必要ありません。

相続税の申告書 第11表の付表2  
 相続税がかかる財産の明細書  
 (有価証券用)

様式ID NTAOKSE162010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、有価証券の明細を記入します。

財		産				の		明		細		分割が確定した財産						
項番	細目コード	細目		所在場所等		数量(株・口・円)		為替(円)		財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)							
	銘柄	国外	上段：金融商品取引業者等コード・名称 中段：支店等コード・名称 下段：その他(発行人の所在地等)		単価	価額(円)												
	特例	備考																
G01	1	G02	46	E02	特定同族会社の株式 (配当還元方式)	G04	E06	1,000	C02	G07	1	G08	50,000					
		E03	(株)〇〇	G03		G05	E07	50円		G09		G10						
		E04		E05		E08	春日部市〇〇3丁目×番×号		G06	50,000		G11		G12				
G13	2	G14	47	E10	特定同族会社の株式 (その他の方式)	G16	E14	5,000	C04	G19	1	G20	69,000,000					
		E11	〇〇商事(株)	G15		G17	E15	13,800円		G21		G22						
		E12		E13		E16	文京区〇〇1丁目3番5号		G18	69,000,000		G23		G24				
G26	3	G26	48	E18	上記以外の株式	G28	6	E22	△△証券	C03	10,000	C06	G31	1	G32	7,830,000		
		E19	〇〇建設(株)	G27		G29	2	E23	春日部支店	E25	783円		G33		G34			
		E20		E21		E24			G30	7,830,000		G35		G36				
G37	4	G38	48	E26	上記以外の株式	G40	6	E30	△△証券	C07	5,000	C08	G43	2	G44	3,595,000		
		E27	〇〇石油(株)	G39		G41	2	E31	春日部支店	E33	719円		G45		G46			
		E28		E29		E32			G42	3,595,000		G47		G48				
G49	5	G50	48	E34	上記以外の株式	G52	6	E38	△△証券	C09	10,000	C10	G55	2	G56	5,560,000		
		E35	〇〇電鉄(株)	G51		G53	2	E39	春日部支店	E41	556円		G57		G58			
		E36		E37		E40			G54	5,560,000		G59		G60				
G61	6	G62	48	E42	上記以外の株式	G64	6	E46	△△証券	C11	1,000	C12	150.00	G67	3	G68	14,100,000	
		E43	〇〇Company Inc.	G63		G65	2	E47	春日部支店	E49	\$ 94		G69		G70			
		E44		E45		E48			G66	14,100,000		G71		G72				
G73	7	G74	44	E50	公債	G76	6	E54	△△証券	C13		C14	G79	3	G80	3,158,700		
		E51	10年利付国債 第×××回	G75		G77	2	E58	春日部支店	E57			G81		G82			
		E52		E53		E56			G78	3,158,700		G83		G84				
G85	8	G86	44	E58	社債	G88	6	E62	△△証券	C15		C16	G91	3	G92	3,432,000		
		E59	一般事業債〇〇 第×回第×号	G87		G89	2	E63	春日部支店	E65			G93		G94			
		E60		E61		E64			G90	3,432,000		G95		G96				

「特例」欄は、取得した財産について、前ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

上段(金融商品取引業者等)及び中段(支店等)の左欄には、それぞれコードを記載します。コード表は、次ページを参照してください。

令和6年1月分以降用 (R8.7)

相続税の申告書 第11表の付表2  
相続税がかかる財産の明細書  
(有価証券用)

様式ID NTAOKSE162010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、有価証券の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産								
項番	細目コード		細目		所在場所等			数量(株・口・円)	為替(円)		財産を取得した人の番号		取得財産の価額(円)					
	銘柄		国外		上段：金融商品取引業者等コード・名称 中段：支店等コード・名称 下段：その他（発行法人の所在地等）			単価										
	特例		備考					価額(円)										
G01 9	G02	E02	45	E02	証券投資信託の受益証券	G04	E06	6	E06	△△証券	C01	200	C02		G07	3	G08	1,662,000
	E03		〇〇投資 〇〇ファンド	G03		G05	E07	2	E07	春日部支店	E09	8,310円		G09		G10		
	E04			E05		E08			E08		G06	1,662,000		G11		G12		
G13 10	G14	E10	45	E10	貸付信託の受益証券	G16	E14	1	E14	〇〇信託銀行	C03		C04		G19	2	G20	5,240,700
	E11		〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	G15		G17	E15	2	E15	△△支店	E17			G21		G22		
	E12			E13		E16			E16		G18	5,240,700		G23		G24		
G29			E33		G28			E29		C05		C06		G31		G32		

《取得した財産の細目等の記載要領》

種類	細目	細目コード	銘柄
有価証券	特定同族会社 <sup>(注)</sup> の株式、出資	46	その銘柄
	配当還元方式によったもの	46	
	その他の方式によったもの	47	
	上記以外の株式、出資	48	
	公債、社債	44	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	45	

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

《「所在場所等」に記載するコード》

《金融商品取引業者等コード》

コード	区分	コード	区分
1	銀行	4	農協
2	金庫	6	証券
3	組合	7	上記以外

《支店等コード》

コード	区分	コード	区分
1	本店	4	支所
2	支店	5	出張所
3	本所	6	上記以外

「口座種別等コード」欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の口座種別等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した預貯金等の預入れをしていた営業所又は事業所の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表3  
相続税がかかる財産の明細書  
(現金・預貯金等用)

様式ID NTAOKSE163010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

財産		明細		分割が確定した財産				
項番	口座種別等 コード	口座種別等	所在場所等	数量	単価 (円)	財産を取得 した人の番号	取得財産の価額 (円)	
	口座番号	国外	備考	価額 (円)				
G01 1	G02 11 E02	現金	G04 E05	E08	C01	G07 1 G08	450,000	
	E03		G05 E06			G09	G10	
	E04		E07 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	G06	450,000	G11	G12	
G13 2	G14 12 E09	普通預金	G16 1 E12	〇〇銀行	E15	C02	G19 1 G20	2,344,900
	E10 1234567 G15		G17 2 E13	〇〇支店			G21	G22
	E11		E14	G18	2,344,900	G23	G24	
G25 3	G26 14 E16	定期預金	G28 1 E19	〇〇銀行	E22	C03	G31 2 G32	38,113,910
	E17 2345678 G27		G29 2 E20	〇〇支店			G33	G34
	E18		E21	G30	38,113,910	G35	G36	
G37 4	G38 14 E23	定期預金	G40 1 E26	〇〇銀行	E29	C04	G43 1 G44	21,609,700
	E24 3456789 G39		G41 2 E27	〇〇支店			G45	G46
	E25		E28	G42	21,609,700	G47	G48	
G49 5	G50 12 E30	普通預金	G52 1 E33	××銀行	E36	C05	G55 2 G56	3,676,701
	E31 4567890 G51		G53 2 E34	××支店			G57	G58
	E32		E35	G54	3,676,701	G59	G60	
G61 6	G62 14 E37	定期預金	G64 1 E40	××銀行	E43	C06	G67 3 G68	28,577,432
	E38 5678901 G63		G65 2 E41	××支店			G69	G70
	E39		E42	G66	28,577,432	G71	G72	
G73 7	G74 12 E44	普通預金	G76 1 E47	△△銀行	E50	C07	G79 3 G80	2,500,000
	E45 6789012 G75		G77 2 E48	△△支店			G81	G82
	E46	税務幸子 名義	E49	G78	2,500,000	G83	G84	
G85 8	G86 12 E51	普通預金	G88 1 E54	Bank of 〇〇	E57	\$14,560 C08 150.00	G91 1 G92	2,184,000
	E52 7890123 G87 1		G89 2 E55	×× Branch			G93	G94
	E53		E56	G90	2,184,000	G95	G96	

家族名義の財産（3ページ参照）を記入する場合は、「備考」欄にその財産の名義を記入します。

上段（金融機関等）・中段（支店等）の左欄には、それぞれコードを記載します。コード表は、次ページを参照してください。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

《取得した財産の口座種別等の記載要領》

種類・細目	口座種別等コード	口座種別等
現金・預貯金等	11	現金
	12	普通預金
	13	当座預金
	14	定期預金
	15	通常貯金
	16	定額貯金
	17	定期積金
	18	金銭信託
	99	(※)

(※) 口座種別等コードの11から18以外の口座種別等を記入する場合は、口座種別等コード欄に「99」と記入の上、口座種別等に具体的な種別を記入してください。

《「所在場所等」に記載するコード》

《金融機関等コード》

コード	区分	コード	区分
1	銀行	4	農協
2	金庫	5	漁協
3	組合	6	上記以外

《支店等コード》

コード	区分	コード	区分
1	本店	4	支所
2	支店	5	出張所
3	本所	6	上記以外

**Q&A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？**

問： 相続財産の土地を相続人4人でそれぞれ4分の1の割合で共有で取得しました。  
この場合、申告書第11表の付表1の各欄はどのように記入しますか。

答： 1つの財産を4人以上で共有で取得した場合は、次のように記入してください。  
※ 2行目以降の「項番」、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄以外の欄の記入は必要ありません。

(記入例)

財 産 の 明 細											分割が確定した財産							
項番	細目コード		細目		所在場所			面積 (㎡)		単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号		取得財産の価額 (円)				
	利用区分		国外		上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号			固定資産税評価価額 (円)		持分割合								
	特例		備考					価額 (円)										
G01	1	G02	E02	宅地	E06	〇〇県	E07	△△市××区	C01	123.45	C02	100,000	G08	1	G09	3,086,250		
		E03		自用地 (居住用)	G03		E08	□□一丁目	G04		G05	/	G06		G10	2	G11	3,086,250
		E04	E05		E09		E15	2番33	G07		G12	12,345,000	G13	3	G14	3,086,250		
G14	1	G15	E10		E14		E15	C03		C04		G21	4	G22	3,086,250			
		E11		G16	E16		E17	G17		G18	/	G19		G23		G24		
		E12	E13		E17		E17	G20		G25		G26		G27		G28		
		E99			E99		E99	C95		C96		G34		G35		G36		

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表4

相続税がかかる財産の明細書  
(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)

様式ID NTA0KSE164010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

財		産		の		明		細		分割が確定した財産					
項目コード	細目	財産の名称等		数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)								
項番	特例	国外	財産の所在場所等	単価(円)	価額(円)										
	備考														
G01	1	G02	61	E02	家庭用財産	E05	家具等一式	E07		C01	G05	1	G06	2,500,000	
		E03		G03		E06	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C02			G07		G08		
		E04						G04	2,500,000		G09		G10		
G11	2	G12	71	E08	生命保険金等	E11		E13		C03	G15	2	G16	35,750,657	
		E09		G13		E12		C04			G17		G18		
		E10						G14	35,750,657		G19		G20		
G21	3	G22	71	E14	生命保険金等	E17		E19		C05	G25	3	G26	24,646,951	
		E15		G23		E18		C06			G27		G28		
		E16						G24	24,646,951		G29		G30		
G31	4	G32	74	E20	退職手当金等	E23		E25		C07	G35	1	G36	30,000,000	
		E21		G33		E24		C08			G37		G38		
		E22						G34	30,000,000		G39		G40		
G41	5	G42	72	E26	立木	E29	ひのき 65年生	E31	3 ha	C09	0.85	G45	2	G46	2,578,050
		E27		G43		E30	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番2	C10	1,011,000		G47		G48		
		E28						G44	2,578,050		G49		G50		
G51	6	G52	73	E32	その他	E35	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	E37		C11		G55	2	G56	24,500,000
		E33		G53		E36	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C12			G57		G58		
		E34						G54	24,500,000		G59		G60		
G61	7	G62	73	E38	その他	E41	未収家賃(〇〇商事株)	E43		C13		G65	1	G66	538,350
		E39		G63		E42	文京区〇〇1丁目3番5号	C14			G67		G68		
		E40						G64	538,350		G69		G70		
G71	8	G72	73	E44	その他	E47	絵画(〇〇作××)	E49		C15		G75	1	G76	7,212,350
		E45		G73		E48	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C16			G77		G78		
		E46						G74	7,212,350		G79		G80		

「特例」欄は、取得した財産について、55ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に「0.85」と記入します。なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

《取得した財産の細目等の記載要領》

種 類	細 目	細 目 コ ー ド	財 産 の 名 称 等
事 業 (農業) 用 財 産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	31	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	32	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	33	
	そ の 他 の 事 業 (農業) 用 財 産	34	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称
家 庭 用 財 産		61	その名称と銘柄
そ の 他 の 財 産 (利益)	生 命 保 険 金 等	71	
	退 職 手 当 金 等	74	
	立 木	72	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	代 償 財 産	75	
	金 地 金	76	その名称
	生命保険（共済） 契約に関する権利	77	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	損害保険（共済） 契約に関する権利	78	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	暗 号 資 産	79	その名称
	同族法人に対する 貸付金、預け金等	80	その同族法人の名称
	同族法人以外に対す る貸付金、預け金等	81	その債務者の名称
	配 当 期 待 権	82	配当期待権の基となる株式等の銘柄
	そ の 他	73	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育てで資金管理残額 <sup>(注)</sup> の別

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）（5ページの(3)参照）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）（6ページの(4)参照）に規定する管理残額をいいます。

## Q&A 代償財産がある場合の記入方法は？

問： 私（国税一郎）は、母（国税花子）から代償財産として現金500万円を受け取りました。  
この場合、代償財産は、申告書第11表の付表1～4のいずれに記入しますか。

答： 代償財産は、申告書第11表の付表4に記入します。

（書き方）

- ・ 「細目」欄には「代償財産」と記入します。
- ・ 「財産の名称等」欄にはその財産の名称等を記入します。
- ・ 「価額」欄には「0」と記入します。
- ・ 「取得財産の価額」欄には、代償財産を支払う方については、支払う金額を負数で記入し、代償財産を受け取る方については、受け取る金額を正数で記入してください。

（記入例）

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。													
財 産 の 明 細							分割が確定した財産						
項番	細目コード		細目	財産の名称等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）					
	特例	国外			単価（円）								
	備考		財産の所在場所等	価額（円）									
G01	1	G02	75	E02	代償財産	E05	現金	E07	C01	G05	1	G06	△5,000,000
		E03		G03				C02		G07	2	G08	5,000,000
		E04		E06				G04	0	G09		G10	

被相続人である特定贈与者が死亡した年分については、110万円（※）と記入してください。

（※）同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、110万円をそれぞれの特定贈与者の贈与税の課税価格であん分した金額となります。

形式ID NTAOKSE111010040



## 相続税の申告書 第11の2表

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。

贈与を受けた人の氏名		被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分 (相続時精算課税選択届出書の提出した年分)		相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名	
E02	国税 一郎	E60	令和4	年分 E61	春日部 署

番号	① 贈与を受けた年分		② 贈与税の申告書を出した 税務署名	③ ①の年分に被相続人から 相続時精算課税に係る 贈与を受けた財産の 価額の合計額 (円)	④ ③から控除する相 続時精算課税に係 る基礎控除額 (円)	⑤ 相続時精算課税適 用財産の価額 (円) (③-④) (赤字のときは0)	⑥ ⑤の財産に係る贈与税 額 (円) (贈与税の外国 税額控除前の金額)	⑦ ⑥のうち贈与税額に 係る外国税額控除額 (円)							
	(例) 令和元年分	年分													
1	E03	令和4	E04	春日部 署	G01	23,226,035	G46	0	G47	23,226,035	G02		G03		
2	E06	令和6	E07	春日部 署	G04	2,500,000	G48	1,100,000	G49	1,400,000	G05		G06		
3	E09		E10	春日部 署	G07		G50		G51		G08		G09		
4	E12		E13	春日部 署	G10		G52		G53		G11		G12		
5	E15		E16	春日部 署	G13		G54		G55				G15		
6	E18		E19	春日部 署	G16		G56		G57				G18		
合 計										G58	24,626,035	G59		G60	

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記入します。

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）、第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）又は第70条の7の7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します（この表には記入しません。）。）  
2 ③欄の金額は、下記2の②の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
3 ④欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合は、「0」と記入します。  
4 ⑤欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。  
5 ⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑦」欄に転記します。

番号	① 贈与年月日				② 相続時精算課税適用財産の明細															
	元号	年	月	日	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	(単位)	価額 (円)									
G34	1	N01	5	4	5	13	E25	有価証券	E26	特定目的会社の株式 (その他の方式)	E27	〇〇商事(株)	E28	文京区〇〇 1丁目3番5号	C01	2,000	E29	株	G35	13,224,000
G36	1	N02	5	4	5	13	E31	現金預貯金	E32		E33	定期預金	E34	〇〇銀行△△支店	C02		E35		G37	10,002,035
G38	2	N03	5	6	8	26	E37	現金預貯金	E38		E39	現金	E40	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	C03		E41		G39	2,500,000
G40		N04					E43		E44		E45		E46		C04		E47		G41	
G42		N05					E49		E50		E51		E52		C05		E53		G43	
G44		N06					E55		E56		E57		E58		C06		E59		G45	

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。なお、被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、「相続税の申告のしかた」の記載例を参照してください。  
2 ②の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑩欄の金額と⑪欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の⑩欄の金額を記入します。また、租税特別措置法第70条の3の3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）の承認を受けている場合には、その承認に係る財産の価額から同条の規定による災害により被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額を記入します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、その年に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の明細を「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載します。ただし、その年に贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除額以下の場合には、この表に記入する必要はありません。

特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意が必要です。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

様式ID NTAOKSE112010030



## 相続税の申告書 第11・11の2表の付表1

### 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

（注） この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

#### 1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私（私たちは、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	E01 国税 花子	E03 国税 一郎	E01 税務 幸子
	E05	E06	E07

（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

#### 2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。  
小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類（1～4の番号を記入します。）	取得者の氏名		事業内容	⑤	③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積（㎡）	
		①	②	④	⑥	⑧	
601	1	①	E08 国税 花子	E09	⑤ C02	82.5	
		②	E10	春日部市〇〇〇三丁目5番16	E11	⑥ G03	32,175,000
		③	E01	82.5	E02	⑦ G01	25,740,000
		④	E04	32,175,000	E07	⑧ G05	6,435,000
606	1	①	E11 国税 一郎	E12	⑤ C01	82.5	
		②	E13	春日部市〇〇〇三丁目5番16	E14	⑥ G08	32,175,000
		③	E03	82.5	E04	⑦ G09	25,740,000
		④	E07	32,175,000	E10	⑧ G10	6,435,000
611	4	①	E14 国税 花子	E15 貸家	⑤ C06	100	
		②	E16	春日部市〇〇〇三丁目5番17	E17	⑥ G13	30,810,000
		③	E05	150	E06	⑦ G14	15,405,000
		④	E12	46,215,000	E15	⑧ G15	30,810,000

（注） 1 ①欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（小規模宅地等の種類が2、3又は4）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。

2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸家割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。

3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。

4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

「⑨減額割合」を乗じて計算します。

#### 〇 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等			
小規模宅地等の種類		1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等	3 特定同族会社事業用宅地等	4 貸付事業用宅地等		
⑨ 減額割合		80 100	80 100	80 100	50 100		
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計（㎡）		C07 165	C08	C09	C10 100		
⑪ 限度面積	イ	[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]			
	ロ	[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]		[4の⑩の面積]	
小規模宅地等のうち、4 貸付事業用宅地等がない場合		C11	㎡ ≤ 330㎡	C12	㎡ ≤ 400㎡		
小規模宅地等のうち、4 貸付事業用宅地等がある場合		C13 165	㎡ × $\frac{200}{330} +$	C14	㎡ × $\frac{200}{400} +$	C15 100	㎡ ≤ 200㎡

（注） 限度面積は、小規模宅地等の種類（「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1 (続)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)

被相続人 E01

**1 特例の適用にあたっての同意**

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	E02	E03	E04
	E05	E06	E07

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

**2 小規模宅地等の明細**

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。  
 小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類(1～4の番号を記入します。)	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	事業内容	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積(m <sup>2</sup> )	
		② 所在地番		⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{⑤}{③}$ )の価額(円)	
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積(m <sup>2</sup> )		⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(円)(⑥×⑨)	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額(円)		⑧ 課税価格に算入する価額(円)(④-⑦)	
		取得者の氏名		事業内容	⑤ C02
	G01	①	E08	E09	
		②	E10		⑥ G03
		③	C01		⑦ G04
		④	G02		⑧ G05
	G06	取得者の氏名		事業内容	⑤ C04
		①	E11	E12	
		②	E13		⑥ G08
		③	C03		⑦ G09
	G11	取得者の氏名		事業内容	⑤ C06
		①	E14	E15	
		②	E16		⑥ G13
		③	C05		⑦ G14
	G16	取得者の氏名		事業内容	⑤ C08
		①	E17	E18	
		②	E19		⑥ G18
③		C07		⑦ G19	
G21	取得者の氏名		事業内容	⑤ C10	
	①	E20	E21		
	②	E22		⑥ G23	
	③	C09		⑦ G24	
	④	G22		⑧ G25	

(注) 1 ①欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(小規模宅地等の種類が2、3又は4)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。  
 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。  
 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。  
 4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

様式ID NTAOKSE114010030



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1 (別表1)  
小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表1)

被相続人		E01	国税 太郎			
この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注1)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します(注2)。 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合 (注) 1 一の宅地等とは、一種の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を使用してください。						
<b>1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額</b> 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (2) 上記2に該当する場合には、⑥欄については、⑤欄の面積を基に自用率として評価した金額を記入してください。						
宅地等の所在地	E02	春日部市〇〇〇三丁目5番16		①宅地等の面積(㎡)	C01	165
相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積(㎡)		評価額(円)	
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	C02	⑧	G01	
B	①のうち特定同族会社等の事業(貸付事業を除きます。)	③	C03	⑨	G02	
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	C04	⑩	G03	
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	C05	⑪	G04	
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	C06	⑫	G05	64,350,000
F	①のうちAからEまでの宅地等に該当しない宅地等	⑦	C07	⑬	G06	
<b>2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額</b> 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を用いてあわせて計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等についての明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に記入します。 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等(1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。						
宅地等の取得者氏名	E03	国税 花子		⑭持分割合	G07	1
					G08	2
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)		
面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		
評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		
A	②×④	③×④	C09	G10	C10	G11
B	③×④	⑨×④	C12	G13	C14	G15
C	④×④	⑩×④	C16	G17	C17	G18
D	⑤×④	⑪×④			C19	G20
E	⑥×④	⑫×④	C21	82.5	G22	32,175,000
F	⑦×④	⑬×④			C24	G25
宅地等の取得者氏名	E04	国税 一郎		⑮持分割合	G26	1
					G27	2
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)		
面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		
評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		
A	②×④	③×④	C26	G29	C27	G30
B	③×④	⑨×④	C29	G32	C31	G34
C	④×④	⑩×④	C33	G36	C34	G37
D	⑤×④	⑪×④			C36	G39
E	⑥×④	⑫×④	C38	82.5	G41	32,175,000
F	⑦×④	⑬×④			C41	G44

(令和6年1月分以降用) (R6.7)

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を64ページの③欄及び④欄に記入します。

この表は、財産を取得した人のうちに農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける者（農業相続人）がいる場合に記入します。

農地等が所在する区域により農地等を区分し、区分ごとに田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の順で記入してください。

農業相続人が2人以上いる場合には、農業相続人ごとにこの表を作成します。

様式ID NTAOKSE120010010



## 相続税の申告書 第12表

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。									
特例農地等の明細									
都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による借権（耕作権）の別	所在場所	面積（㎡）	農業投資価格		通常価額（円） （第11表の付表1の価額）		
					単価（円） （1,000㎡当たり）	価額（円）			
G01	G02	G03	E03	C01	G04	G05	G06		
G07	G08	G09	E04	C02	G10	G11	G12		
G13	G14	G15	E05	C03	G16	G17	G18		
G19	G20	G21	E06	C04	G22	G23	G24		
G25	G26	G27	E07	C05	G28	G29	G30		
G31	G32	G33	E08	C06	G34	G35	G36		
G37				C07	G40	G41	G42		
G43				C08	G46	G47	G48		
G49				C09	G52	G53	G54		
G55	G56	G57	E12	C10	G58	G59	G60		
G61	G62	G63	E13	C11	G64	G65	G66		
G67	G68	G69	E14	C12	G70	G71	G72		
G73	G74	G75	E15	C13	G76	G77	G78		
G79	G80	G81	E16	C14	G82	G83	G84		
G85	G86	G87	E17	C15	G88	G89	G90		
合計				C16	B G91		A G92		
農業投資価格により計算した取得財産の価額								(単位：円)	
① 特例農地等の通常価額 (上記Aの金額)	② 特例農地等の農業投資価格による価額 (上記Bの金額)	③ 農業投資価格超過額 (①-②)	④ 通常価額により計算した取得財産の価額 (その農業相続人の第11表③+第11の2表③)	⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額 (④-③)					
G93	G94	G95	G96	G97					

他人から借り受けて農業の用に供している農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（耕作権）の別を記入します。

(注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。  
 2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。  
 3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。  
 4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額（A及びB）を第15表のその農業相続人の⑧及び⑨欄に転記します。  
 5 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の⑩欄に転記します。  
 6 ③欄の金額を第3表のその農業相続人の⑪欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

「種類」欄及び「細目」欄は次の事項を記入します。

種類	細目
公租公課	所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
銀行借入金	当座借越、証書借入れ、手形借入れ
未払金	未払金の発生原因
買掛金	記入の必要はありません。
その他	債務の内容

様式ID NTAOKSE130010020



## 相続税の申告書 第13表

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 E01 国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

記入する項目が多く、第13表が2枚以上となる場合は、金額の合計は1枚目のみに記入してください。

債務の明細										負担することが確定した債務								
種類	細目	債権者		発生年月日			金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)									
		氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月				日								
E02	公租公課	E03	8年度分固定資産税	E04	春日部市役所	E05		E06	5	8	1	1	E07	345,900	E08	国税 一郎	E09	345,900
E10	公租公課	E11	8年度分固定資産税	E12	文京都税事務所	E13		E14	5	8	1	1	E15	250,800	E16	国税 一郎	E17	250,800
E18	公租公課	E19	8年度分固定資産税	E20	〇〇町役場	E21		E22	5	8	1	1	E23	4,800	E24	国税 一郎	E25	4,800
E26	公租公課	E27	R8所得税(準確定)	E28	春日部税務署	E29		E30	5	8	5	10	E31	310,800	E32	国税 一郎	E33	310,800
合計							E34	24,056,340										

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細										負担することが確定した葬式費用				
支払先		支払年月日			金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)							
氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月				日						
E35	〇〇寺	E36	春日部市〇〇×丁目×番×号	E37	5	8	5	12	E38	1,500,000	E39	国税 花子	E40	1,500,000
E41	〇〇タクシー	E42	春日部市〇〇×丁目×番×号	E43	5	8	5	12	E44	150,600	E45	国税 花子	E46	150,600
E47	〇〇商店	E48	春日部市〇〇×丁目×番×号	E49	5	8	5	12	E50	88,700	E51	国税 花子	E52	88,700
E53	〇〇酒店	E54	春日部市〇〇×丁目×番×号	E55	5	8	5	12	E56	20,300	E57	国税 花子	E58	20,300
E59	〇〇葬儀社	E60	春日部市〇〇×丁目×番×号	E61	5	8	5	12	E62	1,600,000	E63	国税 花子	E64	1,600,000
合計							E65	3,359,600						

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)									
		E37	国税 花子	E38	国税 一郎	E39		E40			
債務(円)	負担することが確定した債務	①	E21	24,056,340	E22		E23	24,056,340	E24		E25
	負担することが確定していない債務	②	E26		E27		E28		E29		E30
	計(①+②)	③	E31	24,056,340	E32		E33	24,056,340	E34		E35
葬式費用(円)	負担することが確定した葬式費用	④	E36	3,359,600	E37	3,359,600	E38		E39		E40
	負担することが確定していない葬式費用	⑤	E41		E42		E43		E44		E45
	計(④+⑤)	⑥	E46	3,359,600	E47	3,359,600	E48		E49		E50
合計(③+⑥)		⑦	E51	27,415,940	E52	3,359,600	E53	24,056,340	E54		E55

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑨、⑩及び⑪欄にそれぞれ転記します。

(令和2年4月分以降用) (R8.7)

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとして場合に計算される各相続人の金額を記入します。

記載事項が1枚に収まらない場合は、この表を追加して記入してください。

様式ID NTAOKSE130010020



## 相続税の申告書 第13表

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 E01 **国税 太郎**

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)																		
債務の明細										負担することが確定した債務								
種類	細目	債権者			発生年月日				金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)							
		氏名又は名称	住所又は所在地	弁済期限	元号	年	月	日										
E02	公租公課	E03	8年度分住民税	E04	春日部市役所	E05		N01	5	8	1	1	G01	510,700	E09	国税 一郎	G02	510,700
E07	銀行借入金	E08	証書借入れ	E09	〇〇銀行 〇〇支店	E10	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	N03	4	29	4	14	G03	22,633,340	E11	国税 一郎	G04	22,633,340
E12		E13		E14		E15		N05					G05		E16		G06	
E17		E18		E19		E20		N07					G07		E21		G08	
→ 合計												G09						

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)																	
葬式費用の明細										負担することが確定した葬式費用							
支払先		支払年月日				金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)									
氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月	日												
E22		E23						G10		E24		G11					
E25		E26						G12		E27		G13					
E28		E29						G14		E30		G15					
E31		E32						G16		E33		G17					
E34		E35						G18		E36		G19					
→ 合計												G20					

3 債務及び葬式費用の合計額											
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)				E37	E38	E39	E40		
債務 (円)	負担することが確定した債務	①	G21	G28	G35	G42	G49				
	負担することが確定していない債務	②	G22	G29	G36	G43	G50				
	計 (①+②)	③	G23	G30	G37	G44	G51				
葬式費用 (円)	負担することが確定した葬式費用	④	G24	G31	G38	G45	G52				
	負担することが確定していない葬式費用	⑤	G25	G32	G39	G46	G53				
	計 (④+⑤)	⑥	G26	G33	G40	G47	G54				
合計 (③+⑥)		⑦	G27	G34	G41	G48	G55				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

(令和2年4月分以降用) (R8.7)

第13表を2枚以上作成する場合は、債務・葬式費用それぞれの合計欄及び「3 債務及び葬式費用の合計額」は記入する必要はありません。



# 相続税の申告書 第14表

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額、出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産、特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託などのために支出した相続財産の明細書

被相続人 E01 国税 太郎

**1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細**  
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。  
 （注）被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。）は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日				相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細										② ①の価額のうち特定贈与財産の価額(円)	③ 相続税の課税価額に加算される価額(円)(①-②)	
		元号	年	月	日	種類	細目	所在場所等	数量	(単位)	① 価額(円)							
1	E02 国税花子	N01	5	8	1	9	E03 土地	E04 宅地	E05 春日部市〇〇〇三丁目5番16	C01	50.00	E06 m <sup>2</sup>	G01	19,500,000	G02	19,500,000	G03	
2	E07 国税花子	N02	5	6	6	3	E08 現金預貯金	E09 普通預金	E10 〇〇銀行〇〇支店 口座番号1111XXX	C02		E11	G04	1,000,000	G05		G06	1,000,000
3	E12 税務幸子	N03	5	4	10	3	E13 現金預貯金	E14 普通預金	E15 〇〇銀行〇〇支店 口座番号2222XXX	C03		E16	G07	2,000,000	G08		G09	2,000,000
4	E17	N04					E18	E19	E20	C04		E21	G10		G11		G12	
贈与を受けた人ごとの③の合計額		氏名		(各人の合計)		E22	国税 花子	E23	税務 幸子	E24		E25			E26			
		④ 金額(円)		G13	3,000,000	G14	1,000,000	G15	2,000,000	G16		G17						

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 E26 国税 花子 (受贈財産の番号) 1

は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 E26 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。

なお、私は、相続開始の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑤欄にそれぞれ転記します。

**2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細**  
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細										出資持分の定めのない法人などの所在地、名称	
種類	細目	所在場所等			数量	(単位)	価額(円)				
E27	E28	E29			C05		E30	G19		E31	
E32	E33	E34			C06		E35	G20		E36	
合計										G21	

**3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託などのために支出した相続財産の明細**

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

G22 1 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

G23 (2) 租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第54条第2項に規定する特定公益信託を含みます。）又は公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

G24 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

↑適用を受ける特例の欄に「1」を記入してください。

寄附(支出)年月日				寄附(支出)した財産の明細							公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)		寄附(支出)をした相続人等の氏名			
元号	年	月	日	種類	細目	所在場所等	数量	(単位)	価額(円)							
N05	5	8	10	6	E37 現金預貯金	E38 普通預金	E39 〇〇銀行〇〇支店 口座番号3333XXX	C07		E40	G25	2,000,000	E41	日本赤十字社	E42	国税 花子
N06					E43	E44	E45	C08		E46	G26		E47		E48	
合計										G27	2,000,000					

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書等の添付が必要です。

適用を受ける特例の欄に「1」を記入してください。

この欄に記入した財産は、第11表の付表1～4には記入しません。

①～⑦、⑩～⑳の各欄は、第11表の付表1～4の価額を記入します。

様式ID NTAOKSE150010030



# 相続税の申告書 第15表

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位：円)

種類	細目	番号	被相続人		氏名	E02
			E01	国税 太郎		
			各人の合計		国税 花子	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①	G01		G39	
	畑	②	G02		G40	
	宅地	③	G03	131,403,960	G41	100,696,000
	山林	④	G04	3,617,100	G42	
	その他の土地	⑤	G05		G43	
	計	⑥	G06	135,021,060	G44	100,696,000
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	G07		G45	
	⑥のうち通常価額	⑧	G08		G46	
	⑥のうち特別農地等	⑨	G09		G47	
	家屋等	⑩	G10	22,559,690	G48	12,231,050
	⑩のうち配偶者居住権	⑪		G49		
事業 (農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫	G12		G50	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	G13		G51	
	売掛金	⑭	G14		G52	
	その他の財産	⑮	G15		G53	
	計	⑯	G16		G54	
有価証券	特定同族配当還元方式の株式	⑰	G17	50,000	G55	50,000
	会社及び出資	⑱	G18	69,000,000	G56	69,000,000
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	G19	31,085,000	G57	7,830,000
	公債及び社債	⑳	G20	6,590,700	G58	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	G21	6,902,700	G59	
	計	㉒	G22	113,628,400	G60	76,880,000
現金、預貯金等	㉓	G23	99,456,643	G61	26,588,600	
家庭用財産	㉔	G24	2,500,000	G62	2,500,000	
その他の財産	生命保険金等	㉕	G25	60,397,608	G63	
	退職手当金等	㉖	G26	30,000,000	G64	30,000,000
	立木	㉗	G27	2,578,050	G65	
	その他	㉘	G28	32,250,700	G66	7,750,700
	計	㉙	G29	125,226,358	G67	37,750,700
	合 (⑥+⑩+⑬+⑮+㉒+㉓+㉔)	㉚	G30	498,392,151	G68	256,646,350
相続時精算課税適用財産の価額	㉛	G31	24,626,035	G69		
不動産等の価額 (⑥+⑩+⑬+⑮+㉒)	㉜	G32	229,208,800	G70	181,977,050	
債務等	債	㉝	G33	24,056,340	G71	
	葬式費用	㉞	G34	3,359,600	G72	3,359,600
	合計 (㉝+㉞)	㉟	G35	27,415,940	G73	3,359,600
差引総資産価額 (㉚+㉜-㉟) (赤字のときは0)	㊱	G36	495,602,246	G74	253,286,750	
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊲	G37	3,000,000	G75	1,000,000	
課税価格 (㊱+㊲) (1,000円未満切捨て)	㊳	G38	498,600,000	G76	254,286,000	

第12表の価額を記入します。

㉛欄は、第11の2表の㉛欄の金額を記入します。

㊲欄は、第14表の㉔欄の金額を記入します。

第13表の金額を記入します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

様式ID NTAOKSE151010030



相続税の申告書 第15表 (続)  
 相続財産の種類別価額表 (続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

種類		被相続人		E01		国税 太郎		E02		E03		
細	目	番号	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①	G01								G39	
	畑	②	G02								G40	
	宅地	③	G03			6,435,000				24,272,960	G41	
	山林	④	G04			3,617,100					G42	
	その他の土地	⑤	G05								G43	
	計	⑥	G06			10,052,100				24,272,960	G44	
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	G07									G45
	⑥のうち通常価額	⑧	G08									G46
	⑥のうち特例農地等農業投資価格による価額	⑨	G09									G47
	家屋等	⑩	G10							10,328,640	G48	
	⑩のうち配偶者居住権	⑪	G11								G49	
事業 (農林用財産)	機械、器具、農具、農耕具、その他の減価償却資産	⑫	G12								G50	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	G13								G51	
	売掛金	⑭	G14								G52	
	その他の財産	⑮	G15								G53	
	計	⑯	G16								G54	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰	G17								G55	
	配当還元方式によったもの	⑱	G18								G56	
	その他の方式によったもの	⑲	G19			9,155,000				14,100,000	G57	
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	G19								G57	
	公債及び社債	⑳	G20							6,590,700	G58	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	G21			5,240,700				1,662,000	G59	
計	㉒	G22			14,395,700				22,352,700	G60		
現金、預貯金等	㉓	G23			41,790,611					31,077,432	G61	
家庭用財産	㉔	G24									G62	
その他の財産	生命保険金等	㉕	G25			35,750,657				24,646,951	G63	
	退職手当金等	㉖	G26								G64	
	立木	㉗	G27			2,578,050					G65	
	その他	㉘	G28			24,500,000					G66	
計	㉙	G29			62,828,707				24,646,951	G67		
合計 (⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉒+㉓)	⑳	G30			129,067,118				112,678,683	G68		
相続時精算課税適用財産の価額	㉑	G31			24,626,035						G69	
不動産等の価額 (⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉒)	㉒	G32			12,630,150				34,601,600	G70		
債務	㉓	G33			24,056,340						G71	
債務等	葬式費用	㉔	G34								G72	
合計 (㉓+㉔)	㉕	G35			24,056,340						G73	
差引純資産価額 (㉒+㉕-㉓)	㉖	G36			129,636,813				112,678,683	G74		
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㉗	G37							2,000,000	G75		
課税無格 (1,000円未満切捨て)	㉘	G38			129,636,000				114,678,000	G76		

(令和6年1月分以降用) (R6.7)

## (参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

### 添付書類提出に当たっての留意事項

- ・添付書類は、機械で読み取りますので、のりづけをしないでください。
- ・添付書類が複数枚に及ぶ場合には、クリップ等で留めて提出してください。

### 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を出す方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

#### 【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 <sup>(注1)</sup> ・通知カード <sup>(注2)</sup> ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 <sup>(注1)</sup> ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の資格確認書 <sup>(注3)</sup> など

(注) 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。

2 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

3 「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

### 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

#### (1) 一般の場合（(2)～(7)の特例及び納税猶予等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り） <sup>(注1)</sup> ハ イ又はロをコピー機で複写したもの なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し <sup>(注2)</sup>

(注) 1 「法定相続情報一覧図の写し」は、被相続人の本籍地等を管轄する法務局において、必要書類と合わせて申出をすることにより、交付を受けることができます。

2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

#### (2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し <sup>(注)</sup>
③	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含まず。）

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

#### (3) 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した特定贈与財産の価額について贈与税の課税価格に算入する（相続税の課税価格に加算しない）場合（4ページ参照）

①	登記事項証明書などで贈与を受けた者が居住用不動産を取得したことを証する書類（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）
②	贈与を受けた配偶者の戸籍の附票の写し（被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの）

#### (4) 配偶者の税額軽減（11ページ参照）の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(5) 小規模宅地等の特例（16 ページ参照）の適用を受ける場合<sup>（注1）</sup>

①	2 (1)①に掲げる書類	
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）	
⑤	特定居住用宅地等に該当する宅地等 <sup>（注2）</sup>	<p>次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の2の親族が特例を受ける場合）</li> <li>・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕②の2の親族が特例を受ける場合）</li> </ul> <p>特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）</p>
		<p>被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の3の親族が特例の適用を受ける場合）</p> <p>イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）</p> <p>ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類</p> <p>ハ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類</p>
		<p>被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（19ページの（注）1に該当する場合）</p> <p>イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）</p> <p>ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類<sup>（注3）</sup></p> <p>ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類</p> <p>(イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>(ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（(イ)の有料老人ホームを除きます。）</p> <p>(ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限りません。）又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居</p>
⑥	特定事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	<p>イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限りません。）の写し</p> <p>ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限りません。）</p>
⑧	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	貸付事業用宅地等が相続開始前3年以内に新たに被相続人等の貸付事業の用に供されたものであるときには、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

- (注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分（⑤～⑧）に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。
- 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合において、⑤の1～3の場合に該当するときは、それぞれ⑤の1～3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。
- 3 「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(6) 特定計画山林の特例（20 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（22 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	その他特例の適用要件を確認する書類

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（28 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none"><li>・延納申請書</li><li>・金銭納付を困難とする理由書</li><li>・担保目録及び担保提供書</li><li>・不動産等の財産の明細書</li></ul>
②	<b>担保提供関係書類</b> ※担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） <ul style="list-style-type: none"><li>・登記事項証明書（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）</li><li>・固定資産評価証明書など土地の評価の明細</li><li>・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の確約書</li></ul>

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（29 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none"><li>・物納申請書</li><li>・金銭納付を困難とする理由書</li><li>・物納財産目録</li></ul>
②	・物納手続関係書類（登記事項証明書（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）、公図、所在図その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

**「相続税」に関する情報（相続税の申告のためのチェックシートなど）**

相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめた「相続税の申告のためのチェックシート」などを国税庁ホームページの以下の場所に掲載していますので、申告書作成の参考としてください。

**【掲載場所】**

ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>相続税



「相続税」に関する情報



(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。  
2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（令和八年一月二十三日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番三号）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

- (1) 武蔵野市南北町四丁目八番地 宅地 参百貳拾八平方メートル
- (2) 右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル 右居宅内にある家財一式
- (3) ○○電力株式会社の株式 壹千株
- (4) 株式会社○○製作所の株式 壹千五百株
- (5) ……

二 相続人朝日一郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株
- (2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 八百万円
- (3) ……

三 相続人朝日次郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万株
- (2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 参百五拾万円
- (3) 洋画○○作「風景」ほか四点
- (4) ……

四 相続人夏野春子が取得する財産

- (1) 国分寺市東西町五丁目六番地 宅地 八拾九平方メートル
- (2) ○○社債 券面額 六百万円
- (3) 現金 七拾万円
- (4) ……

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

- 銀行○○支店からの借入金
- 右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

令和八年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番三号

相続人 朝日花子 印

武蔵野市南北町四丁目八番二号

相続人 朝日一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番三号

相続人 朝日次郎 印

三鷹市上下式丁目五番二号

朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

国分寺市東西町五丁目六番二号

相続人 夏野春子 印

～ 相続税の申告を税理士に依頼される方へ ～

## 相続税の申告はe-Taxが便利です！

＼ すでに約7割がe-Taxで申告されています ／

**e-Taxはメリットたくさん！**

**ペーパーレスですっきり！**



添付書類もイメージデータ(PDF)で提出できます

※ イメージデータで提出した添付書類は**原本の保存は不要**

提出した申告書は受信通知からいつでも確認できます

※ 令和8年分用から申告書の控性が廃止になりますので、書面の場合、ご自身での控えの作成・保管が必要となります

**相続人本人の  
電子署名は不要！**



✓ 税理士に依頼する場合は、相続人本人の**電子署名は不要**です

※ e-Taxに必要な**相続人本人の利用者識別番号は、本人に代わって税理士が税務署に照会**することもできます

✓ e-Taxのマイページから、過去にe-Taxで申告した**贈与税の申告情報も確認**できます

※ 令和8年9月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた**、相続時精算課税の適用状況や申告書の提出状況なども確認できるようになります

**キャッシュレス納付で待ち時間短縮！**



- ✓ 自宅からいつでも納付
- ✓ PCやスマホから簡単手続
- ✓ 現金の準備が不要



納付手続の  
詳細はこちら

相続税のe-Taxのもっと詳しい情報は  
『**相続税e-Tax特設サイト**』を**チェック！**



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。